

再評価のための改善報告書

2012年6月

洗足学園音楽大学

目 次

必ず改善すべき事項

1. 学生の受け入れ.....	1
2. 図書・電子媒体等	8
3. 管理運営	15
4. 点検・評価.....	22

一層の改善が期待される事項

5. 理念・目的.....	27
6. 教育研究組織	30
7. 教育内容・方法 (1)教育課程等—教養科目等科目配置整備.....	32
8. 教育内容・方法 (1)教育課程等—外国語科目時間割配置・体系的な整備	34
9. 教育内容・方法 (2)教育方法等—履修科目合格率向上のための履修指導改善	37
10. 教育内容・方法 (2)教育方法等—成績優秀者定義の明確化	39
11. 教育内容・方法 (2)教育方法等—授業評価結果を授業改善に繋げる組織的な取組み.....	41
12. 教育内容・方法 (2)教育方法等—シラバスの記述における精粗改善.....	43
13. 教育内容・方法 (2)教育方法等—大学院 FD の組織的な取組み.....	45
14. 教育内容・方法 (3)教育研究交流	47
15. 教育内容・方法 (4)学位授与・課程修了の認定	49
16. 学生の受け入れ 入試種別の定員管理	1
17. 学生の受け入れ 入試委員会規程整備・受け入れ方針の意思決定明確化.....	1

18. 学生生活	53
19. 研究環境 特別研究費等研究支援制度活発化.....	55
20. 研究環境 専任教員の研究活動活発化	57
21. 教員組織 専任教員担当授業数の偏り是正	59
22. 教員組織 兼任教員負担軽減	61
23. 教員組織 大学院担当教員の研究指導資格基準を明示した規程の整備	63
24. 教員組織 年齢構成のバランス.....	65
25. 事務組織	67
26. 管理運営	70
27. 財務	72

【必ず実現すべき事項 1】

No	1・16・17 内 容																																																																																										
種 別																																																																																											
基準項目	学生の受け入れ																																																																																										
指摘事項	<p>(必ず実現すべき改善事項)</p> <p>1) 文部科学省が改善するよう指摘してきたにも関わらず、2008（平成20）年度において、学部の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は1.57、収容定員に対する在籍学生数比率も1.48と大幅に超過しており、2009（平成21）年度においてもそれぞれ1.49、1.42と引き続いて高いので、早急に是正されたい。</p> <p>(一層の改善が期待される事項)</p> <p>1) AO入試および推薦入試（内部推薦入試、指定校推薦入試）において、募集定員の2倍を超過する学生を入学させてるので、改善が望まれる。</p> <p>2) 「入試委員会」については規程が未整備であり、受け入れ方針の意思決定があいまいとなっているので、改善が望まれる。</p>																																																																																										
評価当時の状況	<p>収容定員は2004年度については、1,320名であったが、2005年度に3年次編入学定員を入学定員に振り替えたため、同年度は1,293名となり、以下2006年度は1,266名、2007年度1,293名、2008年度以降は1,320名となっており、収容定員超過率は2004年度1.50倍、2005年度1.56倍、2006年度1.60倍、2007年度1.54倍、2008年度1.48倍、2009年度1.42倍となっていた。</p> <p>入学定員については、2004年度は303名であったが、2005年度以降は3年次編入学定員（54名）を入学定員に振り替えたため、330名となっており、入学定員超過率は2004年度1.71倍、2005年度1.58倍、2006年度1.54倍、2007年度1.54倍、2008年度1.49倍、2009年度1.30倍と推移していた。また過去5年間の入学定員超過率は2004年度1.65倍、2005年度1.67倍、2006年度1.65倍、2007年度1.63倍、2008年度1.57倍、2009年度1.49倍と推移していた。その他2004年度から2009年度までの、入学者数及び在籍学生数等の推移は、表1の通りであった。</p>																																																																																										
<p><表1 入学者数、在籍学生数等の推移（2004－2009年度）></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度</th> <th>2005年度</th> <th>2006年度</th> <th>2007年度</th> <th>2008年度</th> <th>2009年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員</td> <td>303</td> <td>330</td> <td>330</td> <td>330</td> <td>330</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>志願者数</td> <td>585</td> <td>676</td> <td>647</td> <td>665</td> <td>654</td> <td>679</td> </tr> <tr> <td>合格者数</td> <td>544</td> <td>538</td> <td>537</td> <td>531</td> <td>517</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>入学者数</td> <td>518</td> <td>521</td> <td>509</td> <td>508</td> <td>492</td> <td>428</td> </tr> <tr> <td>超過率</td> <td>1.71</td> <td>1.58</td> <td>1.54</td> <td>1.54</td> <td>1.49</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>5年間超過率</td> <td>1.65</td> <td>1.67</td> <td>1.65</td> <td>1.63</td> <td>1.57</td> <td>1.49</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度</th> <th>2005年度</th> <th>2006年度</th> <th>2007年度</th> <th>2008年度</th> <th>2009年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>編入学定員</td> <td>54</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>編入学者数</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>1,320</td> <td>1,293</td> <td>1,266</td> <td>1,293</td> <td>1,320</td> <td>1,320</td> </tr> <tr> <td>在籍学生数</td> <td>1,983</td> <td>2,017</td> <td>2,021</td> <td>1,986</td> <td>1,959</td> <td>1,868</td> </tr> <tr> <td>超過率</td> <td>1.50</td> <td>1.56</td> <td>1.60</td> <td>1.54</td> <td>1.48</td> <td>1.42</td> </tr> </tbody> </table>		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	入学定員	303	330	330	330	330	330	志願者数	585	676	647	665	654	679	合格者数	544	538	537	531	517	440	入学者数	518	521	509	508	492	428	超過率	1.71	1.58	1.54	1.54	1.49	1.30	5年間超過率	1.65	1.67	1.65	1.63	1.57	1.49		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	編入学定員	54						編入学者数	5						収容定員	1,320	1,293	1,266	1,293	1,320	1,320	在籍学生数	1,983	2,017	2,021	1,986	1,959	1,868	超過率	1.50	1.56	1.60	1.54	1.48	1.42
	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度																																																																																					
入学定員	303	330	330	330	330	330																																																																																					
志願者数	585	676	647	665	654	679																																																																																					
合格者数	544	538	537	531	517	440																																																																																					
入学者数	518	521	509	508	492	428																																																																																					
超過率	1.71	1.58	1.54	1.54	1.49	1.30																																																																																					
5年間超過率	1.65	1.67	1.65	1.63	1.57	1.49																																																																																					
	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度																																																																																					
編入学定員	54																																																																																										
編入学者数	5																																																																																										
収容定員	1,320	1,293	1,266	1,293	1,320	1,320																																																																																					
在籍学生数	1,983	2,017	2,021	1,986	1,959	1,868																																																																																					
超過率	1.50	1.56	1.60	1.54	1.48	1.42																																																																																					
注) 在籍者数は、各年度5月1日現在																																																																																											
<p>入学定員及び収容定員の超過率は正のため、編入学定員を入学定員に振り替え、その後、徐々に合格者数の絞り込みをした。2009年度には、更に合格者数を大幅に絞り込み、前年度比77名減の440名とし、入学者数は同64名減の428名となり、入学定員超過率は1.30倍となった。2009年度の在籍学生数は前年度比91名減の1,868名で、収容定員1,320名に対する収容定員超過率は1.42倍となった。</p> <p>定員管理については、入試委員会及び教授会の受け入れ方針に基づき一定の対策を講じ、2009</p>																																																																																											

【必ず実現すべき事項 1】

	<p>年度単年度についての入学定員超過率は大幅な改善をみたものの、過去 5 年間の入学定員超過率及び収容定員超過率の改善は小幅にとどまっており、好ましい状態ではなかった。</p> <p>入試区分毎の入学定員超過率は、2008 年度内部入試 2.60 倍、指定校入試 2.80 倍、AO 入試 2.30 倍、一般入試 0.61 倍となっており、2009 年度内部入試 2.70 倍、指定校入試 2.70 倍、AO 入試 1.98 倍、一般入試 0.49 倍となっていた。内部入試、指定校入試及び AO 入試において、毎年 2 倍を超過する学生を入学させていた。</p> <p>入試委員会に関する規程については、作成中であり未整備であった。学生の受け入れ方針については、AO 入試ではその主旨が活かされていたが、入試要項、ホームページに言及されていなかった。入学者受入方針、入学試験要項、入学試験選考及び合格判定基準、入学試験の運営及び入学試験の出題者、採点者及び面接者の選考等については過去の慣習に基づいて実施しており、規程、要領及びマニュアル等が未整備となっていた。</p>	
種別	内容	根拠資料
評価後の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生の受け入れ方針および到達目標の明確化 <p>文部科学省学校法人運営調査委員会から、定員超過に関して留意事項として指摘を受け、また、大学基準協会から「必ず実現すべき事項」の一つとしても指摘を受けるという経緯があり、大幅な定員超過の解消に取り組むこととした。方針としては、本学を希望する有為な学生の教育の為、<u>アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)</u>に則り、本学の求める学生を受け入れることとした。到達目標としては、<u>2011 年度・2012 年度</u>については、<u>入学定員超過率を 1.24 倍とする改善計画を策定し、大幅な定員超過を解消することとした</u>。また、2012 年度に定員増の申請を行い、2013 年度・2014 年度については、<u>入学定員超過率を 1.04 倍とする改善計画を立案し、適正な定員管理に務めることとした</u>。</p> ● 到達目標の妥当性の吟味 <p>2008 年度点検・評価報告書において既に記載のとおり、入学定員及び収容定員超過率是正のため、2009 年度から 2012 年度にかけて合格者数を大幅に減らし、各年、入学定員の 1.25 倍未満の入学者数とする。その上で、2011 年度中に収容定員増の認可申請を行い、2013 年度からの適正化を実現させるとしている。この到達目標の妥当性及び実現可能性については、2010 年度、2011 年度と、入試委員会及び教授会にて毎年検討されており、結果として入学者数は 2009 年度 428 名から 2012 年度 391 名まで削減しており、教職員において到達可能な目標と認識されている。</p> ● 評価方針および評価項目の決定 <p>評価の方針としては、関係法令等及び学内規程等を遵守しているかどうかとしている。すなわち、関係法令は、学校教育法、大学設置基準、大学入学者選抜実施要項であり、学内規程等は、学則及び入試委員会規程等である。規程については、入試委員会規程、入学者選考規程、入学者合格判定基準、入学者受入方針（アドミッションポリシー）の遵守を求めている。評価項目については、大学基準協会の評価項目を基準とすることとし、①学生の受け入れ方針を明示しているか、②学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適正に学生募集および入学者選抜を行っているか、③適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか、④学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適正に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか、としている。</p> ● 評価項目に対応する評価指標の確定 <p>評価項目について、より具体的な改善策を策定し、「自己点検・評価実施項目」に明示</p> 	(1) (2) (3) (4)

【必ず実現すべき事項 1】

した。その上で評価項目について、客観的に達成状況を把握するために、以下の評価指標を定めることとした。定量的評価または定性的評価を行うことにより、評価指標として 100%達成した場合に◎、50～99%達成した場合に○、1～49%達成した場合に△、0%を×とし、項目ごとの到達目標に対する評価を実施し、全項目を集計して最終評価を決定することとしている。

● 評価指標をもとにした現況の把握

現況を客観的に把握するため、評価指標に対応するデータ・根拠資料を体系的に収集している。具体的には、「学生の受け入れ」のデータを記載した定量的な大学基礎データ、学則・規程集、理事会・教授会・各種委員会等の議事録、大学・大学院の概要を紹介したパンフレット・ホームページ及び募集要項等である。

● 現況と到達目標との照合・自己評価

1) 入学定員超過率及び収容定員超過率の推移(2010-2012 年度)

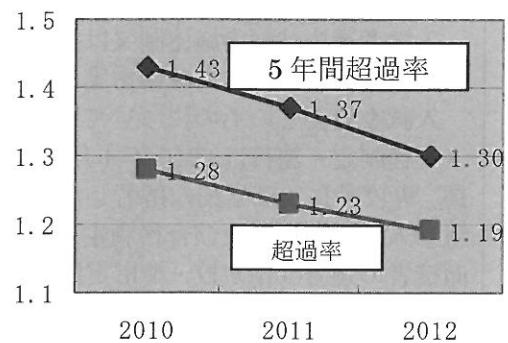
収容定員については、2010 年度以降は 1,320 名となっており、収容定員超過率は 2010 年度 1.35 倍、2011 年度 1.28 倍、2012 年度 1.23 倍となっている。

(5)

入学定員については、2010 年度以降は 330 名となっており、入学定員超過率は 2010 年度 1.28 倍、2011 年度 1.23 倍、2012 年度 1.19 倍と推移している。また過去 5 年間の入学定員超過率は 2010 年度 1.43 倍、2011 年度 1.37 倍、2012 年度 1.30 倍と推移している。その他 2010 年度から 2012 年度までの、入学者数及び在籍学生数等の推移は、表 2 のとおりである。

<表 2 入学者数、在籍学生数の推移 (2010-2012 年度) >

	2010 年度	2011 年度	2012 年度
入学定員	330	330	330
志願者数	626	515	451
合格者数	439	438	421
入学者	421	406	391
超過率	1.28	1.23	1.19
5 年間超過率	1.43	1.37	1.30



編入学定員			
編入学者数			
収容定員	1,320	1,320	1,320
在籍学生数	1,786	1,696	1,617
超過率	1.35	1.28	1.23

注) 在籍者数は、各年度 5 月 1 日現在

2) 入試区分毎の入学者数の推移(2010-2012 年度)

入試区分毎の募集定員については、見直しを実施し、2011 年度内部入試 25 名（前年度比 +15 名）、指定校入試 55 名（前年度比 +30 名）、AO 入試 200 名（前年度比 ±0 名）、一般入試 50 名（前年度比 -50 名）とすることを 2010 年 4 月入試委員会において決議した。また、2012 年度の入試区分毎の募集定員についても、2011 年 4 月教授会において決議している。以上の結果、入試区分毎の入学定員超過率は、2011 年度内部入試 1.12

(6)
(7)

【必ず実現すべき事項 1】

倍、指定校入試 0.93 倍、AO 入試 1.37 倍、一般入試 1.08 倍となっており、2012 年度内部入試 0.76 倍、指定校入試 0.58 倍、AO 入試 1.33 倍、一般入試 1.48 倍と推移している。毎年募集定員の見直しをする体制が整備され、入試区分毎の入学定員超過率が 2 倍を超える状況は解消されている。その他 2010 年度から 2012 年度までの、入試区分毎の入学者数等の推移は、表 3 のとおりである。

<表 3 入試区分毎の入学者数の推移（2010－2012 年度）>

入試区分	2010 年度			2011 年度			2012 年度		
	募集 定員	入学 者	超過 率	募集 定員	入学 者	超過 率	募集 定員	入学 者	超過 率
内部入試	10	29	2.90	25	28	1.12	25	19	0.76
指定校入試	20	69	3.45	55	51	0.93	55	32	0.58
AO 入試	200	262	1.31	200	273	1.37	200	266	1.33
一般入試	100	61	0.61	50	54	1.08	50	74	1.48
合計	330	421	1.28	330	406	1.23	330	391	1.19

3) 学生の受入方針の策定・公表

学生の受け入れ方針については、入試要項、ホームページに公表していなかったが、入試委員会において改めて検討し、①本学のアドミッションポリシー②各コースのアドミッションポリシー③入試区分と選考方針の 3 区分毎に作成した。その後、2010 年 6 月入試委員会において決定され、同年 7 月教授会において審議・承認し、規程として整備するとともにホームページに公表した。また、2012 年度入試においてもアドミッションポリシーを再検討し、2011 年 3 月教授会において審議・承認の上、入試要項、ホームページに公表することにより求める学生像を明示している。

(8)
(2)(1)
(9)
(10)(11)
(12)

4) 入学者選抜の仕組みの改善

入学者選抜試験実施体制又は入学者選抜基準等の入学者選抜の仕組みについては、入試委員会を中心として改善を実施した。

入試委員会そのものについては、「洗足学園音楽大学入試委員会規程」を新たに制定（規程制定・施行は 2010 年 4 月、2010 年 7 月教授会承認）した。入試委員会は、学部長、専攻科長及び学長の指名した教職員から組織され、①入学者受入方針②入学試験要項③入学試験選考及び合格判定基準④入学試験の運営⑤入学試験の出題者、採点者及び面接者の選考⑥指定校・準指定校の選定⑦学生募集の基本方針⑧講習会・見学会⑨その他入試に関する事項等を審議することとし、2010 年度 6 回、2011 年度 7 回開催している。

(13)
(2)
(14)

入学者の選考については、「洗足学園音楽大学入学者選考規程」を改正（規程改正・施行は 2010 年 4 月、2010 年 7 月教授会承認）し、①選考方法②入試要項③募集定員④採点員⑤合否判定について規程に沿って入学試験を実施している。併せて、「洗足学園音楽大学合格判定基準」については、入試区分毎に定め、規程に則り入学試験を実施している。

(15)
(2)
(16)

入学試験実施体制及び入学試験実施要領については、入試委員会において 2010 年 7 月決定の上、2011 年度以降の入試に反映している。

(17)

以上のように毎年入試委員会、教授会及び入試センターにおいて改善を実施することにより、入学者選抜試験実施体制の適切性、入学者選抜基準の透明性、入学者選抜の公正性に努めている。

【必ず実現すべき事項 1】

<ul style="list-style-type: none"> ● 定員管理の改善状況及び今後の計画 定員管理については、2010 年度から 2012 年度にかけて入学者数が大幅に減少し、入学定員及び収容定員の超過率は是正されている。 具体的には、2010 年度入試において<u>音楽学、音楽教育及び音楽療法コースの募集を中止</u>している。その結果、入学者数は 421 名、入学定員超過率は 1.28 倍となり、前年度比改善している。 2010 年度の取組みとしては、<u>4月入試委員会において入学定員超過の原因を分析し、7月教授会において 2011 年度・2012 年度定員超過率を 1.24 倍とする改善計画を決議した。</u>同様に<u>理事会においても 2011 年度・2012 年度定員超過率を 1.24 倍とする改善計画を決議し、文部科学省に「改善状況報告書」を提出</u>している。その結果入学者数は 406 名、入学定員超過率は 1.23 倍、過去 5 年間の入学定員超過率 1.37 倍、収容定員超過率 1.28 倍となり、前年度比改善している。また、<u>教授会において①文部科学省による高等教育の方向性②社会的な要請③志願者の動向等の理由により収容定員増に向けた取組を決議し、自己点検・評価委員会においても定員管理に関する改善対応策及びその結果について審議・承認</u>している。 2011 年度においても、2010 年度と同じくして、<u>4月入試委員会において入学定員超過の原因分析、7月教授会において 2012 年度定員超過率を 1.24 倍、2013 年度・2014 年度</u>については収容定員増により、定員超過率を 1.04 倍とする改善計画を決議した。同様に<u>理事会においても 2012 年度定員超過率を 1.24 倍、2013 年度・2014 年度定員超過率を 1.04 倍とする改善計画を決議し、文部科学省に「改善状況報告書」を提出</u>している。その結果入学者数は 391 名、入学定員超過率は 1.19 倍、過去 5 年間の入学定員超過率 1.30 倍、収容定員超過率 1.22 倍となり、前年度比改善している。また、2012 年 3 月<u>教授会において収容定員に係わる認可申請について審議承認</u>している。内容としては、入学定員 330 名を 420 名、3 年次編入学定員を新たに設け 5 名、収容定員 1320 名を 1690 名とする学則変更である。これに基づき、2012 年 3 月文部科学省に「<u>洗足学園音楽大学収容定員関係学則変更認可申請書</u>」を提出している。 現段階における入学者数、在籍学生数の実績・計画は表 4 のとおりである。2013 年度計画は、退学者数を見込み入学者数を 440 名とし、入学定員超過率 1.05 倍、過去 5 年間の入学定員超過率 1.21 倍、収容定員超過率 1.13 倍の予定である。同様に 2014 年度計画は、入学定員超過率 1.05 倍、過去 5 年間の入学定員超過率 1.16 倍、収容定員超過率 1.07 倍の予定であり、超過率は大幅に是正される。 (超過率及び 5 年間超過率は、小数点第 3 位四捨五入としている。過年度計画した改善計画に係る超過率は「文科省算出基準」で少数点第 3 位切り捨てとしたため、入学者数が同数にも関わらず、超過率の差異が生じている。)	(18)
	(6)
	(2)
	(19)
	(20)
	(21)
	(22)
<p>2011 年度においても、2010 年度と同じくして、<u>4月入試委員会において入学定員超過の原因分析、7月教授会において 2012 年度定員超過率を 1.24 倍、2013 年度・2014 年度</u>については収容定員増により、定員超過率を 1.04 倍とする改善計画を決議した。同様に<u>理事会においても 2012 年度定員超過率を 1.24 倍、2013 年度・2014 年度定員超過率を 1.04 倍とする改善計画を決議し、文部科学省に「改善状況報告書」を提出</u>している。その結果入学者数は 391 名、入学定員超過率は 1.19 倍、過去 5 年間の入学定員超過率 1.30 倍、収容定員超過率 1.22 倍となり、前年度比改善している。また、2012 年 3 月<u>教授会において収容定員に係わる認可申請について審議承認</u>している。内容としては、入学定員 330 名を 420 名、3 年次編入学定員を新たに設け 5 名、収容定員 1320 名を 1690 名とする学則変更である。これに基づき、2012 年 3 月文部科学省に「<u>洗足学園音楽大学収容定員関係学則変更認可申請書</u>」を提出している。</p>	(23)
	(3)
	(24)
	(25)
	(26)
	(27)
	(28)

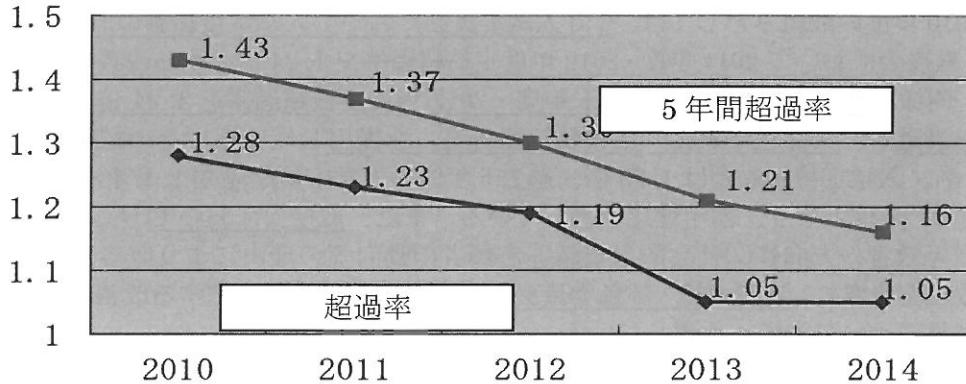
<表 4 入学者数、在籍学生数の実績・計画（2010－2014 年度）>

	2010 年度 実績	2011 年度 実績	2012 年度 実績	2013 年度 計画	2014 年度 計画
入学定員	330	330	330	420	420
志願者数	626	515	451	—	—
合格者数	439	438	421	—	—
入学者数	421	406	391	440	440
超過率	1.28	1.23	1.19	1.05	1.05
5 年間超過率	1.43	1.37	1.30	1.21	1.16

【必ず実現すべき事項 1】

編入学定員					5	5
編入学者数					5	5
収容定員	1,320	1,320	1,320	1,415	1,510	
在籍学生数	1,786	1,696	1,616	1,593	1,612	
超過率	1.35	1.28	1.22	1.13	1.07	

注) 在籍者数は、各年度 5月 1日現在



学生の受け入れについては、入試委員会、自己点検・評価委員会、教授会において十分審議し、学生収容定員と在籍学生数及び入学定員と入学者数の比率の適切性を常に担保した上で、恒常的かつ系統的に検証する体制を整備しつつある。

改善状況を示す具体的な根拠・データ等

- 1-(1) アドミッションポリシー(制定 平成 22 年 4 月 1 日)
- 1-(2) 2010 年 7 月 教授会議事録：アドミッションポリシー・入試区分と選考方針 審議・承認
 - ・定員超過改善計画(2010 年 7 月 8 日)
 - ・入学者選考規程
 - ・入試委員会規程
- 1-(3) 2011 年 7 月 教授会議事録
 - ・定員超過改善計画
- 1-(4) 2010 年 6 月 自己点検・評価委員会議事録：自己点検・評価実施項目
- 1-(5) 2010～2012 年度 大学基礎データ様式 2 表 4 学生定員及び在籍学生数
- 1-(6) 2010 年 4 月 15 日 第 1 回入試委員会議事録
- 1-(7) 2011 年 4 月 14 日 教授会議事録
- 1-(8) 2010 年 6 月 24 日 第 3 回入試委員会議事録
- 1-(9) アドミッションポリシー：HP に掲載 (2011 年度改正版掲載)
- 1-(10) 2011 年 3 月 14 日 教授会議事録：アドミッションポリシー(改正 2011 年 3 月 14 日)
- 1-(11) 2012 年度 A0 入学者選抜要項
- 1-(12) アドミッションポリシー：HP に掲載 (2012 年度改正版掲載)
- 1-(13) 入試委員会規程(制定：2010 年 4 月 1 日)
- 1-(14) 入試委員会議事録 2010 年度 6 回・2011 年度 7 回開催
- 1-(15) 洗足学園音楽大学入学者選考規程(規程改正・施行 2010 年 4 月 1 日)
- 1-(16) 洗足学園音楽大学合格判定基準(制定 2010 年 4 月 1 日)
- 1-(17) 2010 年 7 月 22 日 第 4 回入試委員会議事録
- 1-(18) 2009 年 1 月 8 日 教授会議事録
- 1-(19) 2010 年 7 月 23 日 理事会決議録

【必ず実現すべき事項 1】

- 1-(20) 2010年7月27日 文部科学省提出「改善状況報告書」
- 1-(21) 2010年10月7日 教授会議事録
- 1-(22) 2011年3月10日 自己点検・評価委員会
- 1-(23) 2011年4月14日 第1回入試委員会議事録
- 1-(24) 2011年7月15日 理事会決議録
- 1-(25) 2011年7月26日 文部科学省提出「改善状況報告書」
- 1-(26) 大学基礎データ 2012 様式2表3
- 1-(27) 2012年2月20日教授会議事録
- 1-(28) 2012年3月23日収容定員関係学則変更認可申請書

<大学基準協会使用欄>

検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

【必ず実現すべき事項 2】

No	2 内 容										
種 別											
基準項目	図書・電子媒体等										
指摘事項	(必ず実現すべき改善事項) 1) 2009(平成21)年度時点では、図書の冊数は約4万冊、定期刊行物の種類は内国書57種類、外国書4種類と著しく少ないうえ、国立情報学研究所のGeNii等のネットワーク整備も行なわれておらず、教育・研究上必要な資料の体系的な整備が大学図書館としてなされていない。また、貸し出し・返却は、セルフ方式で図書の盗難防止システムも稼動していないことなどから、図書や資料の管理が極めて不適切な状態となっているので、早急に是正されたい。										
評価当時の状況	本学附属図書館では、楽譜・視聴覚資料の全体構成に占める割合が高く、図書が相対的に少ない上、音楽・芸術分野を中心に収集したため、いわゆる一般教養分野における図書については充分とはいえない状況である。 2009年10月1日における所蔵資料数の内訳は表1の通りで、図書については約42千冊であるが楽譜約74千冊、視聴覚資料約68千点、合計で約184千冊(点)となっている。また、定期刊行物については利用頻度が低いものを対象に受け入れを中止したため、受入数が減少した。										
〈表1 所蔵資料の内訳 2009年10月1日現在〉											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>図書</th> <th>楽譜</th> <th>視聴覚</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009年10月1日</td> <td>42,339</td> <td>73,879</td> <td>68,047</td> <td>184,265</td> </tr> </tbody> </table>			図書	楽譜	視聴覚	合計	2009年10月1日	42,339	73,879	68,047	184,265
	図書	楽譜	視聴覚	合計							
2009年10月1日	42,339	73,879	68,047	184,265							
注) 単位:冊、もしくは点											
<p>他の図書館や外部データベースとのネットワーク整備については、国立情報学研究所のGeNiiなどの利用環境整備が不充分であり、整備・充実が望まれていた。また、音楽図書館協議会については2004年度までは参加していたものの、Web-OPACの普及など、検索技術の高度化を受け、新たな段階に入ったものと判断し、2005年度に退会した。本学が所蔵していない資料の請求があった場合には近隣他校のOPACを検索し、所蔵を確認のうえ、該当館に閲覧や複写の依頼を行っている。</p>											
<p>図書館資料の貸し出し、返却方式については、2009年度に学生の「自主性と責任感の醸成」を主な目的として、いわゆる「セルフ方式」を採用した。これは利用者が自ら手続きを行い、図書館資料を貸し出す方式で、返却時も利用者自身が手続きを行い、書棚に資料を返却するものであった。しかしながら図書館サイドから利用者に対し、貸し出し・返却の具体的な手続きを周知できなかったこと、また、資料の盗難防止装置が一時停止するなど、適切に運用されなかつたため、資料の管理に問題を生じた。</p>											
<p>さらに運営体制については、必要に応じ、都度関係者との協議は行われていたが、恒常的に組織的な運営が可能な体制とはなっていなかった。利用者ニーズの把握に関しても、学生リクエスト制度、投書制度が設けられていたものの、包括的かつ客観的に利用者ニーズや満足度を把握する手段は講じられておらず、施策の効果検証が不充分であった。結果的に図書館全体のサービスレベルの設定が不明確となり、職員の能力開発に関しても個人の努力に依存しており、組織としての対応策がなされていなかった。</p>											
種別	内容	根拠資料									
評価後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書・電子媒体等における方針および到達目標の明確化 本学における図書・電子媒体等については、未整備な状況が散見され、組織的な運営がなされておらず、また大学基準協会から「必ず実現すべき事項」の一つとしても指摘を受けるなど、恒常的な改革が必要であるとの認識に至った。 方針としては、学生の教育・研究環境に資するため、図書・電子媒体等および人的支援も含めた学習環境の整備に努めることとした。到達目標としては、大学基準協会から 										

【必ず実現すべき事項 2】

	<p>指摘のあった①蔵書数及び内容の見直しを行い、適切な冊数・内容の蔵書構築を推進する、②国立情報学研究所のGeNii等のネットワーク整備を速やかに行う、③図書貸し出しシステム・管理方法等運営体制のは正、④教育・研究上必要な資料の体系的な整備を恒常的に行う体制を整える、以上を以って学生の学習環境の更なる充実を目指すこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 到達目標の妥当性の吟味 <p>2008年度点検・評価報告書において、既に記載のとおり、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備について、蔵書を見直し、蔵書構成の整備を進める、その際に、音楽・芸術分野の書籍を含め、一般図書についても、学生が教養を深めるために必要と思われるものを厳選し、バランスの取れた蔵書構築となるよう整備する、としている。これに加え、運営体制の整備及びネットワーク整備を早急に実施することとした。この目標の妥当性及び実現可能性については、2010年度、2011年度の図書館委員会、自己点検・評価委員会および教授会にて検討されており、恒常的な改革の第一段階として、これらの到達目標を達成し、学生の要望に応えることが急務であり、到達可能な目標である、との結論に至っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 評価方針および評価項目の決定 <p>評価の方針としては、関係法令及び学内規程等の遵守である。関係法令とは、大学設置基準第38条「図書等の資料及び図書館」、大学院設置基準第21条「図書等の資料」であり、学内規程については、洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館規程、洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館委員会規程及び選書規程の遵守を求めている。</p> <p>評価項目については、大学基準協会の評価項目である「図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか」を項目として、①図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性、②図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境、③国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備、の3点を評価の視点としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 評価項目に対応する評価指標の確定 <p><u>評価項目について、より具体的な改善策を策定し、「自己点検・評価実施項目」に明示した。その上で評価項目について、客観的に達成状況を把握するために、以下の評価指標を定めることとした。</u>定量的評価または定性的評価を行うことにより、評価指標として100%達成した場合に◎、50～99%達成した場合に○、1～49%達成した場合に△、0%を×とし、項目毎の到達目標に対する評価を実施し、全項目を集計して最終評価を決定することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 評価指標をもとにした現況の把握 <p>現況を客観的に把握するため、評価指標に対応するデータ・根拠資料を体系的に収集している。具体的には、図書館関連データを記載した定量的な大学基礎データ、洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館規程、洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館委員会規程及び選書規程、教授会、図書館委員会等の議事録、図書館案内や受入定期刊行物リスト、アンケート集計結果、図書館利用者懇談会ヒアリングメモ、図書館利用者懇談会における主な要望事項、利用者からの投書内容等である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現況と到達目標との照合・自己評価 <ol style="list-style-type: none"> 1) 蔵書数及び蔵書内容の整備 <p>図書（特に一般教養分野）の冊数が少ない、という指摘に対しては、2010年度から2012年度の3ヵ年で19千冊の図書を購入する整備計画を実施し、2012年度末には図書</p>	(1)
--	--	-----

【必ず実現すべき事項 2】

<p>の所蔵数を 6 万冊超とする予定である。これは今回視察を行なった音大のうち、本学と同様、神奈川県内に立地する昭和音大の所蔵数が 57 千冊であったことから、それを上回る水準を早急に実現することとし、上記目標を設定した。2009 年度末における図書所蔵数は約 43 千冊であったことから、2010 年度整備計画の実施分（7 千冊）及び受贈分を加えると、<u>2011 年 3 月末における図書所蔵数は約 51 千冊となり、2012 年 3 月末では、約 57 千冊となった。</u>更に 2012 年度には 6 千冊の積み増しを予定しており、2013 年 3 月末の図書所蔵数は約 63 千冊とする計画である。また、2013 年度以降も引き続き計画的に蔵書の充実を図っていく。</p>	(2)
<p>購入する図書の内容については、<u>選書規程を踏まえ図書館委員会で検討して決定した。</u>具体的には一般教育科目に関する図書のうち、人文、社会の分野及び音楽と密接な関連がある文学の分野から主に選書した。最終的には、日本十進分類法（NDC）の第一次区分で分類すると、約 16 千冊を主に哲学・宗教（1 類）、歴史・地理（2 類）、社会科学（3 類）及び文学（9 類）から選び、約 3 千冊を芸術（7 類）からとし、一般教養分野を重点的に整備する計画である。</p>	(3)
<p>受入れ定期刊行物が少ない、という指摘については、2010 年度に音楽分野及び幼児教育・保育分野における<u>定期刊行物について図書館委員会にて検討し、更に音楽図書館協議会が発行している「音楽関係逐次刊行物所在目録」や他館の受入れ状況等を参考として、紀要や寄贈分も含め、2011 年度からは合計で 215 種類の定期刊行物を受け入れている。</u></p>	(4)
<p>2) ネットワークの整備状況</p>	(5)
<p>国立情報学研究所の GeNii などのネットワーク整備が行われていない、という指摘に對しては、2010 年 10 月に国立情報学研究所の学術コンテンツ・ポータル（機関定額制）への参加を申し込み、同年 12 月から稼動させた。これにより、<u>CiNii</u>（NII 論文情報ナビゲータ）の利用が容易となった。</p>	(6)
<p>また、同じく 2010 年 10 月に国立情報学研究所が提供している <u>NACSIS-ILL</u>（図書館間の文献相互貸借システム）へ参加申込みを行い、同年 11 月から稼動させた。本サービス実施に先立ち、2010 年 6 月に担当者 1 名を国立情報学研究所の ILL システム講習会に参加させた他、同年 7 月には東京芸術大学における ILL 運用状況を視察させた。本サービスの導入により、他館との資料の貸借がシステム上可能となり、処理が迅速化するなど利用者の利便性が高まった。</p>	(7)
<p>2005 年度に一度退会した<u>音楽図書館協議会</u>については、再加盟を申請し、2010 年 6 月の<u>同協議会総会にて承認された</u>。事務長が年次総会に参加したほか、毎年 11 月に開催される研修会等に職員が参加している。2011 年度の総会では、本学が国立音大と共に、東日本地区選出の理事館（任期 2 年間）に選出された。</p>	(8)
<p><u>私立大学図書館協会</u>についてはこれまで未加盟であったが、2010 年 11 月に 2011 年度からの加盟を申請し、同年 9 月の総会にて承認された。</p>	(9)
<p>3) 図書貸し出しシステム・管理方法等運営体制の是正</p>	
<p>図書館資料の貸出・返却方式については、2009 年度のセルフ方式を変更し、2010 年 4 月から図書館職員による窓口受付方式とした。この措置に伴い、2009 年度では 18 時までとなっていた図書館職員による対応は、<u>2010 年 4 月からは閉館時（平日は 19 時）までとした</u>。また、<u>図書館出口の盗難防止装置についても 2010 年 4 月から常時稼動させており、図書館資料の管理を適正化している。</u></p>	(10)
<p>4) 教育・研究上必要な資料の体系的な整備を恒常的に行う体制の整備状況</p>	
<p>前述のように、具体的に指摘があった事項への対応策について概要を記載したが、今</p>	

【必ず実現すべき事項 2】

<p>後も図書館資料を組織的、体系的に整備していくための体制作りとして、次のような取り組みを行っている。まず、2010 年度から<u>音楽学を専門領域とする教授を新たに図書館長に任命し、同時に情報リテラシー教育の拠点としての機能を強化するため、IT・情報学を担当する短期大学教授を副館長とした。</u>さらに事務運営体制を強化するため、新たに<u>図書館事務長を置き、業務改善を着実に実行していく基盤を整えた。</u>事務長には 2010 年 7 月～9 月にかけて図書館司書講習を受講させ、<u>同年 11 月に司書資格を取得させた。</u></p>	<p>さらに全学的な見地から図書館の運営を進めるため、2010 年 4 月に図書館長を委員長とし、大学・短期大学の幅広い教育研究分野から選任された 10 名の教員ほかで構成される<u>図書館委員会を設置し、原則として毎月、委員会を開催している。</u>また同委員の中から 5 名の選書委員を選任し、図書館委員会に先立ち、<u>選書ワーキンググループの検討会を開催している。</u>その際の選書基準については各年度の期初に図書館委員会にて検討し、当該基準に即して選書を行っている。図書館委員会においてはその他、貸出方法・条件や書架構成、他機関とのネットワーク整備、パソコン等の機器整備など、図書館運営における重要事項に関して検討を行い、全学的な見地から組織的な運営となるよう、配慮している。また、上記のような新しい体制、意思決定システムの構築を受け、「<u>洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館規程</u>」を 2010 年 8 月に改正したほか、「<u>洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学図書館委員会規程</u>」を新たに制定した。</p>	<p>(11) (12) (13) (14) (15)</p>
<p>一方、具体的な運営体制・方法の見直しに際しては、<u>2010 年度中に国立音大、昭和音大、東京音大、武蔵野音大、東京芸大など、主要音大の図書館を視察したことに加え、幼児教育分野の事例として白梅学園大学・短期大学図書館、一般大学の事例として慶應義塾大学の日吉メディアセンター(図書館)を視察し、施策立案の参考とした。</u>一連の視察の結果を受け、まず東京音大の事例に倣い、<u>音楽分野における基本的な学術情報データベース (EBSCO 社の RILM、RISM) を導入した。</u>更に白梅学園大学が受け入れている定期刊行物を参考として、2011 年度より、新たに幼児教育分野の定期刊行物を 30 種類増やすこととした。</p>	<p>組織面では、慶應義塾大学メディアセンターを参考として、<u>2010 年 8 月にメディアセンターと図書館を統合し、情報基盤整備、多様な媒体による情報の提供などを一体的に取り組む体制とした。</u></p>	<p>(16) (17) (18)</p>
<p>さらに利用者サイドからみた現状における課題、改善施策や効果などを検証する仕組みとして「<u>図書館利用者懇談会</u>」及び「<u>図書館アンケート</u>」を実施している。</p>	<p>図書館利用者懇談会は今回新たな試みとして、2010 年から行っているが、これは公募、もしくは教員からの呼びかけに応じた音楽学部の学部生、専攻科生、大学院生及び短大生に対しグループ・インタビュー形式で図書館の現状評価、要望などを聴取するものである。2010 年度に開催した懇談会の結果を受けて、<u>貸出条件の変更 (学部生 : CD 貸出枚数を 1 枚から 3 枚へ、図書の貸出冊数を 3 冊から 5 冊へ、など)、国立情報学研究所の CiNii、NACSIS-ILL への参加などを実施した。</u></p>	<p>(19) (20) (21)</p>
<p><u>2011 年度に開催した懇談会においては、パソコンに搭載されている楽譜作成ソフト、「Finale」のバージョンが古いという指摘があつたため、同ソフトをインストールしている PC 20 台すべてについて 2011 年度中に最新版 (2010 年版) に更新した。</u></p>	<p>図書館アンケートは従来から実施しているが、2010 年度以降は具体的な改善施策に関する質問や自由意見欄を加え、利用者の意向や満足度をタイムリーに把握することに努めている。<u>2010 年度は 10 月にアンケートを実施し、その結果を踏まえて 2011 年 4 月より、貸出条件の更なる変更 (貸出期間の延長 : 楽譜は当日のみを 1 週間に、CD は 1 泊 2 日を 1 週間に変更)、OA 教室との連携強化 (図書館が 19 時で閉館したあと、OA 教室にて 21 時までパソコンが利用可能) などを実施した。</u></p>	<p>(22) (23) (24)</p>

【必ず実現すべき事項 2】

<p><u>2011 年度アンケート</u>では楽譜の検索、図書館員によるサービス全般等について重点的に検証した。当該アンケート結果によると、学部生の図書館全般に対する満足度（15 項目について「満足」もしくは「まあ満足」と回答した比率の平均）は 2010 年度の 32.9% から 53.1% へと、20 ポイント以上アップした。また、「図書館は前年よりも良くなったか」という問い合わせについても 2010 年度の 32.6% から 64.4% へと、30 ポイント以上アップした。一方で、楽譜の検索については、検索入力が煩雑であることまたは複雑であること等、幾つかの課題が確認され、2012 年度から本格対応している。</p>	(25)
<p>利用者からの投書については、従来は紙ベースのみで受け付けていたが、2010 年 12 月からは電子メールによる投書も受け付けることとした。投書内容への回答は、名前や連絡先が明記されている場合は直接本人宛に通知し、無記名の場合は図書館のホームページや、「図書館便り」に掲載している。</p>	(26)
<p>「図書館便り」は図書館利用者に対する情報発信ツールとして、2010 年度より年 2 回発行し、図書館にて配付しているほか、図書館ホームページにも掲載している。主な内容としては、図書館からのお知らせ（新コーナーの設置、書架変更、新サービス導入など）や教員による推薦図書、CD/DVD、投書への回答などである。</p>	(27)
<p>利用者に対するその他の情報発信ツールとしては、<u>図書館ホームページ上に利用ガイド</u>、新着資料案内（学生リクエスト分含む）、開館日一覧などがある。<u>利用ガイド</u>については、コンパクトにまとめたものを、2011 年 4 月に新たに作成した。</p>	
<p>● 改善状況および今後の計画</p> <p>2010 年度は組織的、体系的な整備が可能となるような体制作り、基盤固めを中心に行なったが、2011 年度以降は、質の向上、すなわち図書館サービスのレベルアップに重点をシフトさせてきている。</p>	
<p>第一段階として、2011 年 4 月からエントランス回りにおいて、推薦図書や CD/DVD、楽譜などを展示する「リコメンドコーナー」を設置した。具体的には、エントランスに続くスペースに書架を 4 台配置し、音楽学部教員による推薦書・CD、進路・キャリア支援委員会に属する初年次教育ワーキンググループで選定した「音大入学時の推薦図書」や評論家、書評家などによる「大学時代に読んでおきたい教養書」等を展示している。</p>	(28)
<p>2011 年 6 月以降は、特定テーマに関連した様々な媒体を配置している。例えば、ゲーテの小説及びそれをモチーフにして作曲された歌曲の CD5 枚、さらに当該歌曲の楽譜 8 冊をまとめて展示し、多面的な学修を提案した。加えて、大学院生によるグループ研究として、作曲家自筆譜ファクシミリ版を題材とした、楽譜の解説を展示した。</p>	
<p>2012 年 4 月には新入生を意識し、上記の推薦書の他、健康や栄養に関する図書、パソコンの入門書、資格関連図書を始め、読書の楽しさを知ってもらうため、読みやすいベストセラーや芥川賞・直木賞等を受賞した話題の図書などを展示している。</p>	
<p>2011 年度から新たに導入した音楽関連のデータベースである EBSCO 社の RILM、RISM については、その利用方法を周知するために、2011 年 5 月及び 2012 年 5 月の 4 回にわたり、<u>EBSCO 社より講師を招聘してセミナーを開催した。</u></p>	(29)
<p>一方、従前より課題であった楽譜検索の支援策としては、新入生を主な対象として、2011 年 6 月に「<u>楽譜検索セミナー</u>」を開催した。2012 年度からは、<u>学生もしくは大学院生による、楽譜検索に不慣れな学生を支援する制度(図書館センター)</u>を導入していく。</p>	(30) (31)
<p>以上、一連の改善策を実施した結果、2011 年度の入館者数は 112,368 人と、東日本大震災発生による授業中止等で前年度比 8.4% 減少したものの、同期間の資料貸出数については、<u>図書</u>が 40.4%、<u>楽譜</u>が 17.8%、<u>視聴覚</u>が 11.3%、全体では 16.8% の増加となった。</p>	(32) (32)
<p>また、図書館の更なる改善を実現させていくためには図書館職員の能力開発が不可欠であるが、計画的に進めることを目指す。図書館司書については前述の通り、2010 年</p>	

【必ず実現すべき事項 2】

<p>度は事務長（専任職員）が取得したほか、2011年度以降、非常勤職員3名も資格を取得している。2011年3月には図書館情報学の有識者である青山学院大学教育人間科学部教授を招聘し、職員13名を対象に「大学図書館員のコンピテンスを考える」と題した勉強会を実施した。更に国立情報学研究所の目録システム講習会やILLシステム講習会も積極的に受講させているほか、音楽図書館協議会や私立大学図書館協会の研修会にも、毎回職員を参加させている。また、他館との情報交換も随時実施しており、計画的に能力開発を進めていくことを目指している。</p> <p>将来的には業務範囲を徐々に拡大し、図書館の使い勝手を良くしていくと共に、利用者のニーズをより具体的、かつ迅速に把握し、図書館運営全般に反映させていくことを目指す。</p>	(33) (34) (35)
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>2-(1) 2010年6月 自己点検・評価委員会議事録：自己点検・評価実施項目 2-(2) 大学基礎データ 2011 様式3表31・大学基礎データ 2012 様式3表31 2-(3) 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学選書規程、2011年度末図書館蔵書数値内訳 2-(4) 2010年11月図書館委員会議事録：東京音楽大学受入定期刊行物リスト 2-(5) 2011年度 受入定期刊行物リスト 2-(6) CiNii 加入申請書等 2-(7) NACCSIS-ILL 加入申請書 2-(8) 音楽図書館協議会議事録・加盟申請書・加盟大学リスト(音楽図書館協議会HP抜粋) 2-(9) 私立大学図書館協議会加盟証明書・加盟大学リスト(私立大学図書館協議会HP抜粋) 2-(10) 2010年10月学部教授会議事録(抜粋)、館外利用冊数と期間(2010年4月1日)、2010年5月図書館委員会添付資料 2-(11) 辞令簿(図書館長・副館長・事務長)、司書資格取得証明(図書館事務長) 2-(12) 図書館委員会議事録(2010年度) 2-(13) 選書ワーキング・グループ議事録(2010年度) 2-(14) 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館規程 2-(15) 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館委員会規程 2-(16) 他大学図書館往訪記録 (国立音楽大学・昭和音楽大学・東京音楽大学付属図書館・東京藝術大学・武蔵野音楽大学・慶應義塾大学・白梅学園大学) 2-(17) HP掲載文：学術情報データベース RILM・RISM 導入のお知らせ 2-(18) 学校法人洗足学園の事務組織及び事務分掌に関する規程(抜粋) 2-(19) 2010年度図書館利用者懇談会ヒアリングメモ・図書館利用者懇談会における主な要望事項 2-(20) 2010年9月図書館委員会議事録：貸出条件の変更のお知らせ 2-(21) 国立情報学研究所 ILL 文献複写等料金相殺サービス利用承認書・国立情報学研究所学術コンテンツ・ポータルの機関定額制利用承認書 2-(22) 2011年度図書館利用者懇談会ヒアリングメモ等 2-(23) アンケート集計結果(2010年10月～11月実施)・図書館に関するアンケート調査結果(概要) 2-(24) 2010年 第10回 図書館委員会議事録及び添付資料：貸出条件の変更案 2-(25) アンケート集計結果(2011年10月～11月実施)・図書館に関するアンケート調査結果(概要) 2-(26) 図書館便り 2010・2011・2012年 2-(27) HP掲載図書館利用ガイド・図書館ガイド 2-(28) リコメンドコーナー写真 2-(29) 2011 RILM・RISMデータベースセミナー 実施報告書・2012 RILM・RISMデータベースセミナー資料 2-(30) 楽譜の探し方マニュアル・楽譜検索セミナー実施報告書 2-(31) 2012年4月教授会議事録抜粋：添付資料 図書館サポーター 2-(32) 2012年4月図書館委員会 資料 2-(33) 図書館司書資格取得証明</p>	

【必ず実現すべき事項 2】

2-(34) 「大学図書館員のコンピテンスを考える」

(青山学院大学教育人間科学部 小田光宏教授による図書館勉強会のレジュメ 2011年3月開催)

2-(35) 国立情報学研究所 目録システム講習会及びILLシステム講習会修了証書、文化庁 著作権実務講習会修了証書ほか

<大学基準協会使用欄>

検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

【必ず実現すべき事項 3】

No	3 内 容	
種 別	内容	根拠資料
基準項目	管理運営	
指摘事項	(必ず実現すべき改善事項) 1) 大学の管理運営の基礎となる諸規程・内規などに、決定日や施行日が明示されていないなど不備があり、また、規程と実態との齟齬が多数認められる。文書管理に関する規程なども整備されていないことから、早急に是正されたい。	
評価当時の状況	大学運営に関する関連法規、すなわち、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準などの遵守については、大学・総合業務部が法人本部・総務と連携して確認していた。関連法規に変更があった場合には、大学・総合業務部が所轄官庁との窓口となり、必要に応じて学内の担当部署に通知し、連携して対応していた。 学則、およびその他の学内規程に関しては、大学・総合業務部が担当部門として運用・管理していた。学内規程を改定する必要がある場合は、大学・総合業務部が原案を作成して、教授会、理事会、学園の法人本部・総務、および関連各部と協議の上、改定していた。学内規程が遵守されているかの確認については、原則として各部門の責任者が行っており、大学・総合業務部が大学全体を監督していた。 例えば、教授会は、学則第 59 条により学長及び教授をもって組織し、学則第 60 条第 4 項規定を援用し准教授を参加させ、学則第 60 条第 3 項の規定により教授会の議事を教授会の議事出席者の過半数によって決定し、学則第 61 条の規定された審議事項を審議していた。教授会の運営は、「洗足学園音楽大学教授会運営規程」に基づいて行われていた。 学長の選任手続に関しては「学長選考規程」第 2 条～第 5 条に定められており、学長選任の必要性が生じた場合、理事会は学長選考委員会を組織し、委員会は独自に選定した候補者および教職員から自薦、他薦のあったものについて、その経歴、業績人格等について調査し、また教授会への諮問を行い、その結果を理事会に報告し、理事会は、委員会の報告および意見をもとに学長を選任する、という手順を遵守していた。学部長、研究科長の選任手続についても、「研究科長・学部長・学科長選考規程」の第 2 条～第 5 条に定められており、規定に基づいて運営されていた。 2009 年 4 月 1 日に大学基準協会に資料として提出した「各種規程等一覧」は、本学内で整備している規程の抜粋版であり、「文書取扱規程」も含め諸規程（集）として明示されていないものが複数あった。人材育成目標が学則に定められていないこと、入試委員会の規程が未整備であり、受け入れ方針の意思決定があいまいとなっていたこと、ハラスマントに関する対応手順の明確化や、組織的な対応を行うための規程が未整備であったこと、大学院研究指導資格の有無を判断する資格基準が未整備であったこと等、実際の運用に即しておらず、規程と実態との齟齬が認められるものや決定日や施行日が明示されていない規程もあった。 上記の通り、大学運営に関する関連法規等、および学内規程の遵守に関しては、大学・総合業務部が法人本部・総務と連携し、対応していたが、点検評価を行っていく過程で、学内規程の整備が業務実態の変化に追いつかず、遅れ気味になっていることを認識していた。 全体的な規程の整備を行うことが急務である、との結論に達していたものの、実態の洗い出しに手間取り、全ての整備を完結するには至っていなかった。	
種別	内容	根拠資料
評価後の状況	● 管理運営方針および到達目標の明確化 大学の管理運営の基礎となる諸規程・内規などに若干の不備があり、早急に整備する必要があるとの認識は学内でもあったが、大学基準協会からの「必ず実現すべき事項」の一つとして指摘を受けるという経緯があり、学内規程全ての見直しを早急に行うこと	

【必ず実現すべき事項 3】

	<p>とした。管理運営の方針としては、関係法令等及び学内規程等の関係を体系的に整備すること、大学の目的を達成するための管理運営体制を整備し、適切に運営することとした。到達目標としては、定期的に学則・学内規程を見直す体制を導入し、現状に即した整備を行った上で、学則・規程集として明示し、これに基づいた運営を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 到達目標の妥当性の吟味 <p>2008 年度点検・評価報告書において既に記載のとおり、学内規程の整備が業務実態の変化に即応していないという点について、毎年定期的に学内規程を見直す体制を導入することで改善していく、としている。この時点で所管であった部門から、<u>管理運営を統括する大学事務局長室</u>、<u>管理運営を主務とする申請業務室</u>が業務を引き継ぐことで体制を強化すると共に、教授会等における審議の結果を受け、学則・規程を改定することとした。この到達目標の妥当性及び実現可能性については、2010 年度、2011 年度と毎年、自己点検・評価委員会及び教授会において検討されており、教職員において到達可能な目標と認識されている。</p> ● 評価方針および評価項目の決定 <p>評価の方針としては、関係法令等及び学内規程等を遵守しているかどうかとしている。すなわち、関係法令は、学校教育法第 92 条、大学設置基準第 13 条の 2 であり、学内規程等は、学則及び学内諸規程の遵守を求めている。評価項目については、大学基準協会の評価項目である「明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか」を基準とし、「関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用」を評価の視点としている。</p> ● 評価項目に対応する評価指標の確定 <p><u>評価項目について、より具体的な改善策を策定し、「自己点検・評価実施項目」に明示した</u>。その上で評価項目について、客観的に達成状況を把握するために、以下の評価指標を定めることとした。定量的評価または定性的評価を行うことにより、評価指標として 100% 達成した場合に○、50~99% 達成した場合に○、1~49% 達成した場合に△、0% を×とし、項目ごとの到達目標に対する評価を実施し、全項目を集計して最終評価を決定することとしている。</p> ● 評価指標をもとにした現況の把握 <p>現況を客観的に把握するため、評価指標に対応するデータ・根拠資料を体系的に収集している。具体的には、学則・規程集、理事会・教授会・各種委員会等の議事録等である。</p> ● 現況と到達目標との照合・自己評価 <ol style="list-style-type: none"> 1) 事務組織の体制整備 <p>管理運営体制の強化のため、2010 年 8 月事務組織を再編し、<u>管理運営を統括する事務局長室</u>を新たに設置し、自己点検・評価に関する事項、各種申請・報告に関する事項、教授会等全体会議に関する事項を事務分掌とした。また、<u>管理運営を補佐する申請業務室</u>も新たに設置し、学則に関する事項、規程の制定改廃に関する事項、大学設置等の認可申請・届出に関する事項を事務分掌とし、両部門を設置することにより業務改善を着実に実行していく基盤を整備した。</p> 2) 学則の整備 <p>大学及び大学院の学則については、学長、研究科長、学部長、専攻科長、大学事務局長、申請業務室長等のメンバーにより、関係法令の遵守及び実態との乖離状況について検討会を重ね、2010 年 7 月教授会において、学則条文の変更を実施した。内容は、①</p> 	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p>
--	---	--

【必ず実現すべき事項 3】

	<p>人材養成及び教育研究上の目的、②学期、③休業日、④保証人死亡等の場合の手続き、⑤保証人の身上等異動時の手続き、⑥編入学等の手続き、⑦欠席、⑧転学・留学、⑨職員組織、⑩組織、⑪会議、⑫審議事項、⑬自己点検及び評価、⑭専攻科入学資格、⑮図書館、⑯研究所、⑰教職センター、⑱健康管理センターである。</p> <p>併せて<u>大学院教授会においても、学則条文の変更を実施した。</u>内容は、①人材養成及び教育研究上の目的、②保証人死亡等の場合の手続き、③保証人の身上等異動時の手続き、④欠席、⑤転学・留学、⑥職員組織、⑦組織、⑧会議、⑨審議事項、⑩自己点検及び評価である。その後理事会において大学・大学院学則変更について承認され、<u>2010年8月文部科学省に届出している。</u></p> <p><u>2011年1月教授会においても、関係法令の遵守及び実態との乖離状況の検討会を経て、学則条文の変更を実施した。</u>内容は、①教育課程の編成方法及び授業科目・単位数、②単位の計算方法、③卒業・学位授与、④修了である。</p> <p>併せて<u>大学院教授会においても、①修了の要件、②修了・学位授与を内容とする学則条文の変更を実施した。</u>その後理事会において大学・大学院学則変更について承認され、<u>2011年2月文部科学省に届出している。</u></p> <p>1年間に亘る関係法令の遵守及び実態との乖離状況についての整備以後、2011年度については、毎年改定されている授業科目及び単位数について早期に着手し、<u>2011年10月教授会において、教育課程の編成方法及び授業科目・単位数について学則変更を実施した。</u>また、<u>2012年2月教授会において、定員増に係る2013年度学則について、審議・承認している。</u>内容は、①学生定員、②編入学、③入学検定料及び学納金、④専攻科教育課程、⑤専攻科の入学検定料及び学納金、⑥授業科目及び単位数である。以上のように学則の変更については迅速に確実に変更できる体制が整備されてきている。</p>	(3)
	<p>3) 規程の整備</p> <p>大学及び大学院の規程についても、学長、研究科長、学部長、専攻科長、大学事務局長、申請業務室長等のメンバーにより、関係法令の遵守及び実態との乖離状況について検討会を重ね、学校法人の規程について基本、総務、人事、経理・会計、管理と分類しているのと同様に、大学・大学院の規程についても学則、組織・運営、人事、研究、教学、学生、演奏、大学院、庶務、施設、附属施設に分類し、規程の体系化を図った。</p> <p>規程の書式としては、制定・改正日、施行日、目的、事務の所管、規程の改廃機関を明確にすることとしている。</p> <p>規程の設置場所については、2011年度に見直しを行い、学長室、副学長室、研究科長室、学部長室、教員室、大学事務の各部門に据置くこととした。2012年度は、事務用インターネットにも掲載し、誰でも閲覧可能にしており、規程の制定・改廃があった場合は、規程集の更新を実施している。</p>	(7)
	<p>表1のとおり、<u>2010年度7月・10月・1月・3月の教授会・大学院教授会において、規程の制定・改廃について審議・承認しており、2011年度4月・7月・10・12・2・3月の教授会・大学院教授会においても同様の審議・承認をしている。</u></p>	(3)(9) (5)(10) (11)(12) (7)(13) (14)(15)

【必ず実現すべき事項 3】

<表1 大学・大学院規程の制定・改正・廃止数>

	2010年			2011年度		
	制定	改正	廃止	制定	改正	廃止
組織・運営	19	38	4	5	21	—
人事	21	38	2	—	4	—
研究	—	6	1	—	—	—
教学	7	11	—	1	11	—
学生	—	7	1	1	11	—
演奏	2	2	—	—	2	—
大学院	1	4	—	2	6	—
庶務	—	2	—	—	1	—
施設	—	—	—	—	—	—
附属施設	5	10	—	—	5	—
計	55	118	8	9	61	0

学校法人の規程については、表2のとおり制定、改正、廃止について、理事会において審議・承認している。

(16)

<表2 学校法人規程の制定・改正・廃止数>

	2010年度			2011年度		
	制定	改正	廃止	制定	改正	廃止
総務	1	2	—	2	6	1
人事	3	1	—	16	8	—
経理・会計	—	1	—	2	—	—
管理	—	1	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	1
計	4	5	0	20	14	2

具体的な例として本学附属図書館に関する規程の制定および改正過程を次に挙げる。

「洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館規程」の内容については実際の運営との乖離があり、早急な改正を必要としていたが、更に大学基準協会からの指摘を受け、2010年度に様々な施策を行った。

施策を行うにあたり、大学設置基準第38条「図書等の資料及び図書館」、大学院設置基準第21条「図書等の資料」などの関係法令及び洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館規程、新たに制定した洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館委員会規程及び選書規程など学内規程等の遵守を旨とした。

図書館関連学内諸規程の制定・改正については、図書館委員会にて審議・承認の上、教授会で審議・承認している。

大学基準協会から2009年度の運営方法に関する指摘を受けて、2010年度に貸し出し方法・図書管理方法等の改革を行い、体制整備のため組織改変を行った。

図書館規程については、学生等利用者の要望に的確に応えるため、アンケート等の定量的なデータに基づいて見直しを行ったため、2010年8月と2011年4月1日付で、図書館委員会の議を経て、教授会で承認、改正している。

このように、現状に即した改正を常に行い、運営と規程の乖離が起こらないよう、学内の委員会組織および大学と法人の連携を図ることとしている。

学則・規程と実態の齟齬の解消については、実態に即した学則・規程を制定・改正したが、事例を挙げると次のとおりである。

【必ず実現すべき事項 3】

	<p>学部や大学院の人材育成目標が学則に定められていないことについては、2010年7月学部教授会・大学院教授会及び理事会において「人材養成及び教育研究上の目的」を定めた学則の変更を決議し、2010年8月文部科学省宛て学則変更を届出て、2011年度学部学則・大学院学則より、「人材養成及び教育研究上の目的」を明記した条項を追加掲載した。また、ホームページに「人材養成及び教育研究上の目的」を掲載するとともに、2010年度中に、学部・大学院の学則を含む「DATA BOOK 2011」を作成し、2011年3月末に同ホームページに掲載し、周知徹底を心掛けている。</p> <p>入試委員会の規程が未整備であったことについては、「洗足学園音楽大学入試委員会規程」を新たに制定（規程制定・施行は2010年4月、2010年7月教授会承認）した。入試委員会は、学部長、専攻科長及び学長の指名した教職員から組織され、①入学者受入方針②入学試験要項③入学試験選考及び合格判定基準④入学試験の運営⑤入学試験の出題者、採点者及び面接者の選考⑥指定校・準指定校の選定⑦学生募集の基本方針⑧講習会・見学会⑨その他入試に関する事項等を審議することとし、2010年度6回、2011年度7回開催している。</p> <p>受け入れ方針の意思決定があいまいとなっていたことについては、学生の受け入れ方針について入試委員会において改めて検討し、①本学のアドミッションポリシー②各コースのアドミッションポリシー③入試区分と選考方針の3区分毎に作成した。その後、2010年6月入試委員会において決定され、同年7月教授会において審議・承認し、規程として整備するとともにホームページに公表した。さらに、翌年度においてもアドミッションポリシーを再検討し、2011年3月教授会において審議・承認の上、入試要項、ホームページに公表することにより求める学生像を明示している。</p> <p>大学院担当教員の研究指導資格の有無を判断する資格基準が未整備であったことについては、教員人事について教員、教員の職務及び教員の任用形態等について考え方を整理し、人事委員会についても組織、会議、会議成立の要件、審議及び議決等について検討した。大学と同様に、専任教員の選考、専任教員審査の基準及び専任教員任期更新審査の基準についても資格・審査について検討し、研究指導教員及び研究指導補助教員の選考については、資格・審査について明示化を検討し、審査の基準について教員審査の領域、教育活動の審査項目、研究業績の審査項目及び審査基準の整備を検討した。</p> <p>その結果、2010年7月大学院教授会において、「洗足学園音楽大学教員人事規程」「洗足学園音楽大学大学院人事委員会規程」「洗足学園音楽大学大学院専任教員選考規程」「洗足学園音楽大学大学院専任教員審査基準」「洗足学園音楽大学大学院専任教員の任期更新審査基準」「洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員選考規程」「洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員審査基準」を審議・承認し、規程の制定・改廃を行った。</p> <p>2011年2月大学院人事委員会及び大学院教授会において、「洗足学園音楽大学大学院専任教員審査基準」「洗足学園音楽大学大学院専任教員の任期更新審査基準」「洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員審査基準」について再度検討の上、規程を改正した。2012年2月の大学院教授会においても、2012年度の研究指導教員及び研究指導補助教員の選考について審議するなど、規程に沿った運用がされている。</p> <p>2011年度の大学・大学院の規程、学校法人の規程の運用状況について、評価項目に対応する評価指標（100%達成した場合に○、50～99%達成した場合に○、1～49%達成した場合に△、0%を×）を事務の所管である<u>各部門にて自己評価</u>をし、事務局長室・申請業務室にて統括・調整を行った結果、表3のとおりとなった。なお、この評価結果については、2012年3月の自己点検・評価委員会及び教授会にて審議・承認している。</p>	(17)
		(18)

【必ず実現すべき事項 3】

<表3 規程の運用状況>						
	達成率	評価		達成率	評価	
組織・運営	98.0	○	総務	88.9	○	
人事	99.5	○	人事	99.8	○	
研究	91.7	○	経理・会計	93.3	○	
教学	99.7	○	管理	84.9	○	
学生	95.0	○				
演奏	94.9	○				
大学院	97.6	○				
庶務	100.0	◎				
施設	—	—				
附属施設	95.0	○				

- 今後の改善計画

大学と法人が連携を密にして、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準などの大学運営に関する関連法規を遵守し、関連法規が制定・改正された場合、関係組織・部門と調整し、運営と規程の間に齟齬が生じないよう調整を図りながら、学則・規程等を迅速に確実に制定・改正・廃止する体制を整備することに努める。

法人の規程を分類した基本、総務、人事、経理・会計、管理及び大学・大学院の規程を分類した学則、組織・運営、人事、研究、教学、学生、演奏、大学院、庶務、施設、附属施設について、改めて運営と規程の間の齟齬についてチェックすることに努め、必要に応じて改正・廃止を実施し、新たな規程の制定も検討する。学則・規程の制定・改正・廃止に関する体制は、表4のとおりとなる。

<表4 学則・規程の制定・改正・廃止に関する体制>

	区分	事務の所管	統括・調整	決定機関
大学	学則	申請業務室	事務局長室・申請業務室	教授会・大学院教授会
	組織・運営	事務局長室・学務部・入試センター・企画部		
	人事	事務局長室・企画部		
	研究	企画部		
	教学	学務部		
	学生	学務部		
	演奏	演奏部		
	大学院	学務部・演奏部・入試センター		
	庶務	学務部		
	施設	事務局長室		
法人	附属施設	学務部・メディアセンター	総務	理事会
	基本	総務		
	総務	総務		
	人事	人事		

【必ず実現すべき事項 3】

	経理・会計 管理	経理 管理				
<p>2012 年度以降も引き続き管理運営の方針である関係法令等及び学内規程等の関係を体系的に整備し、大学の目的を達成するための管理運営体制を整備し、適切な運営に努める。具体的には大学・大学院の規程、学校法人の規程の運用状況について、議事録・データ・資料等に基づいて事務の所管である各部門にて自己評価を実施し、事務局長室・申請業務室にて統括・調整を行う。その自己評価の結果について自己点検・評価委員会及び教授会に報告し、今後の改善に努め、品質の維持に努めることとする。最終的には到達目標である現状に即した学則・規程の整備を行い、学則・規程集を明示し、教職員に対して周知及び遵守を図ることとする。</p>						
改善状況を示す具体的な根拠・データ等						
3-(1) 学校法人洗足学園の事務組織及び事務分掌に関する規程						
3-(2) 2010年6月自己点検・評価委員会議事録：自己点検・評価実施項目						
3-(3) 2010年7月大学教授会・大学院教授会議事録：別添資料「大学・大学院規程の制定改廃について」						
3-(4) 2010年8月文部科学省に届出 大学学則変更の理由:学則変更新旧対照表(大学)						
2010年8月文部科学省に届出 大学院学則変更の理由:学則変更新旧対照表(大学院)						
3-(5) 2011年1月大学教授会・大学院教授会議事録：別添資料「規程制定・改正・廃止一覧表」						
3-(6) 2011年2月文部科学省に届出 大学学則変更の理由:学則変更新旧対照表(大学)						
2011年2月文部科学省に届出 大学院学則変更の理由:学則変更新旧対照表(大学院)						
3-(7) 2011年10月大学教授会・大学院教授会議事録：別添資料「大学・大学院規程の制定改廃について」						
3-(8) 2012年2月大学教授会議事録・大学院教授会議事録：別添資料「規程制定・改正・廃止一覧表」						
3-(9) 2010年10月大学教授会・大学院教授会議事録：別添資料「規程制定・改正・廃止一覧表」						
3-(10) 2011年3月大学教授会・大学院教授会議事録：別添資料「規程制定・改正・廃止一覧表」						
3-(11) 2011年4月大学教授会議事録：学納金減免規程						
3-(12) 2011年7月大学教授会・大学院教授会議事録：別添資料「規程制定・改正・廃止一覧表」						
3-(13) 2011年12月大学教授会・大学院教授会議事録：稟議書規程、スチューデント・アシスタント規程						
3-(14) 2012年2月大学教授会・大学院教授会議事録：別添資料「規程制定・改正・廃止一覧表」						
3-(15) 2012年3月大学教授会：別添資料「規程制定・改正・廃止一覧表」						
3-(16) 2010年度・2011年度理事会決議録						
3-(17) 2011年度規程運用評価実施達成率検討表						
3-(18) 2012年3月自己点検・評価委員会、教授会議事録：添付資料						
<大学基準協会使用欄>						
検討所見						
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5	

【必ず実現すべき事項 4】

No	4
種 別	内 容
基準項目	点検・評価
指摘事項	(必ず実現すべき改善事項) 1) 定員管理に見られるように、問題点が外部から指摘されたり、自己点検・評価によって問題点を把握しているにも関わらず、改善がなされていないので、自己点検・評価を真摯に行い、評価を契機として改革を行うよう是正されたい。
評価当時の状況	<p>本学における点検・評価の体制は、1991 年の大学設置基準の大綱化を受け、同年 11 月に設置された大学改革委員会が基礎となっている。翌 1992 年度には「洗足学園音楽大学自己点検・評価規程」を制定して、学長補佐や学部長、教員委員、事務局関連部署の責任者等をメンバーとする自己点検・評価委員会を発足させ、自己点検・評価の実施体制を整備した。本委員会が、自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの中核であり、自己点検・評価の結果を踏まえた具体的な改善・改革を実施する実働部隊として、カリキュラム委員会、入試・募集委員会、学生サポート委員会、進路就職委員会の常設委員会を設置していた。</p> <p>2008 年 5 月現在、本学の自己点検・評価委員会は「洗足学園音楽大学自己点検・評価規程」に基づき、副学長を委員長とし、学部長、大学院研究科長、副学長補佐、法人本部長、教授会で選出された教員委員および関連する事務部門責任者によって構成されていた。また、委員会は必要に応じて関係の教職員の出席を求め、意見を徴することが可能であり、当該委員会で審議する項目としては、教育理念・目標、教育活動（教育内容、教育指導のあり方、教授方法の工夫、成績評価、進路指導、学生の受け入れ等）、研究活動・研究環境、施設・設備、社会貢献、自己点検・評価体制などとなっていた。また、事務的な業務については、自己点検・評価委員会事務局が担当していた。</p> <p>自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うためのシステムとしては、教授会のもとに設置されている委員会と連携していた。これらは、教授会から委嘱された事項を審議することが本務であるが、自己点検・評価委員会の点検・評価結果を受け、改善・改革のための具体策の検討・実行を担っていた。なお、大学院研究科に関しては、教学面の事項については、大学院の教授会、および大学院担当教員会議を中心に改善・改革を行い、キャリア形成や学生生活についてのサポート等、教学関連以外の事項については、学部と同様の機関にて対応していた。</p> <p>自己点検・評価結果の客觀性、妥当性を確保するための措置としては監事、監査法人のほか、さまざまな分野における学外の専門家から、隨時意見を聴取しているものの、制度・システムとしては確立されていなく、より客觀性の高い、制度的な検証手法の導入について、検討を進めていた。</p> <p>文部科学省からの指摘事項としては、2004 年度から 2008 年度にかけて、学校法人運営調査委員による調査の結果、定員超過の状態を改善するよう、文部科学省高等教育局より指摘を受けた。上記指摘に対しては、3 年次編入学定員を 1 年次入学定員に振り替えるなどの施策を講じ、更に理事会において定員超過は正計画の決議を実施し、改善に取り組んだ。しかしながら、入学者数、在籍者数とも、定員超過率の改善は小幅にとどまっていた。</p> <p>自己点検評価委員会を中心として問題・課題の洗い出しを行い、改革に着手すべく様々な検討を重ねてきたものの、問題点の把握に時間がかかり、解決には至らなかった。定員管理に関して、過去 5 年間については具体的な成果がほとんどないのは事実であるものの、2009 年度からは改善に着手し成果を挙げているが、これも未だ適正值には至っておらず、PDCA サイクルが機能していないと言わざるを得ない状態だった。</p>

【必ず実現すべき事項 4】

種別	内容	根拠資料
評価後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 方針および到達目標の明確化 <u>2010年6月の自己点検・評価委員会において、3つの方針が確認された。</u>その3つの方針とは、(1)公共性の高い高等教育機関としての責務として、対「社会的な説明責任」を果たす(2)「認証評価のための」基礎的情報を提供する(3)教育研究活動の活性化と「質の向上」に向けて発展するために、継続的な改革・改善に必要な情報を得ることである。この3つの方針に基づいて、2010年度及び2011年度については、学生の受け入れ、図書電子媒体等、管理運営、点検・評価、理念・目的、教育研究組織、教育内容・方法、学生生活、研究環境、教員組織、事務組織、管理運営、財務の項目について目標、担当委員会、担当部門等の到達目標が設定された。 ● 到達目標の妥当性の吟味 項目ごとの到達目標については、自己点検・評価委員会のワーキング・グループにおいて策定され、<u>2010年6月の自己点検・評価委員会において、審議・承認している。</u>また、その後においても到達目標について定例的にワーキング・グループによるチェックを実施しており、<u>2011年4月の自己点検・評価委員会において実現可能性を検討している。</u> ● 評価方針および評価項目の決定 自己点検・評価によって把握された問題点について、適切な改善方策が実施できていなかつた点を踏まえ、評価の方針・計画・手順・方法について改めて検討し、点検評価・体制の整備及び実施のための手続の確立と改善・向上システムの再構築を目指すため、<u>自己点検・評価委員会規程の見直しを実施し、数回に亘る改正を経て、現在の点検・評価体制に至っている。</u>評価の方針としては、関係法令等及び学内規程等を遵守しているかどうかとしている。すなわち、関係法令は、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準であり、学内規程等は、学則及び規程等である。その他、入学者受入方針(アドミッションポリシー)、教育課程・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、ハラスメント防止ガイドライン等の遵守も求めている。評価項目については、大学基準協会の評価項目を基準とすることとし、事例を挙げると必ず実現すべき改善事項である「学生の受け入れ」については、適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているかどうかを評価項目としている。また、収容定員に対する在籍学生数比率の適切性、定員に対する在籍学生数の過剰に関する対応を評価の視点としている。 ● 評価項目に対応する評価指標の確定 評価指標を決定する際に効率性、費用対効果、必要性、公平性、優先性などに着目し、数値化したものであれば定量的評価、数値化にふさわしくないものであれば定性的評価を行うこととしている。評価技法としては、目標値に対する百分率の利用(達成率、充足率、利用率、到達率、開催率等)、指標の利用(時系列指標、規模別指標、全体指標等)、効果測定の利用(利用者アンケート、職員アンケート)、記述法の利用(利用者等の反応等を記録し、達成度や効果を記述)等を検討し、最終的には百分率を採用することとしている。評価指標として100%達成した場合に○、50~99%達成した場合に△、1~49%達成した場合に△、0%を×とし、<u>項目ごとの到達目標に対する評価を実施し、全項目を集計して最終評価を決定すること</u>としている。 ● 評価指標をもとにした現況の把握 現況を客観的に把握するため、評価指標に対応するデータ・根拠資料を体系的に収集している。具体的には、(1)教育研究組織、(2)教員・教員組織、(3)学生の受け入れ、 	(1) (1) (2) (3) (1)

【必ず実現すべき事項 4】

	(4) 施設・設備等、(5)財務、(6)学生支援、(7)教育研究環境、(8)管理運営、(9)内部質保証等のデータを記載した定量的な大学基礎データ、寄附行為・学則・規程集、財務諸表及び監査報告書、教授会・各種委員会等の議事録、学生・教員からのアンケート、大学・大学院の概要を紹介したパンフレット・ホームページ及び募集要項、シラバス・履修要項・時間割等である。																																																					
	<p>● 現況と到達目標との照合・自己評価</p> <p>現況と到達目標との照合・自己評価については、自己点検・評価委員会の指示に基づき各委員会にて実施し、<u>2010年10月、2011年3月、9月、2012年3月の自己点検・評価委員会にて審議・承認</u>しており、<u>それぞれの時期において教授会においても最終的に承認</u>している。</p> <p>2010年度中間時点の結果としては、必ず実現すべき改善事項の4項目において、達成率33.3%にて△評価、一層の改善が期待される事項の23項目において、達成率50.7%にて○評価、全項目27項目において、達成率48.1%にて△評価としている。2010年度最終時点の結果としては、必ず実現すべき改善事項の4項目において、達成率41.6%にて△評価、一層の改善が期待される事項の23項目において、達成率69.6%にて○評価、全項目27項目において、達成率65.4%にて○評価としている。</p> <p>また、2011年度中間時点の結果としては、必ず実現すべき改善事項の4項目において、達成率66.7%にて○評価、一層の改善が期待される事項の23項目において、達成率73.9%にて○評価、全項目27項目において、達成率72.8%にて○評価としている。2011年度最終時点の結果としては、必ず実現すべき改善事項の4項目において、達成率86.0%にて○評価、一層の改善が期待される事項の23項目において、達成率89.0%にて○評価、全項目27項目において、達成率88.6%にて○評価としている。</p> <p>達成率及び評価の推移は、表1の通りであるが、原因分析を含めた現況と到達目標との照合・自己評価の実施により、問題点が明らかになるとともに、年々改善している。</p>								(4)(5) (6)(7) (8)(9)																																													
	<p><表1 自己点検・評価達成率及び自己評価の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">2010年度 中間</th> <th colspan="2">2010年度 最終</th> <th colspan="2">2011年度 中間</th> <th colspan="2">2011年度 最終</th> </tr> <tr> <th></th> <th>達率率</th> <th>評価</th> <th>達成率</th> <th>評価</th> <th>達成率</th> <th>評価</th> <th>達成率</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4項目</td> <td>33.3%</td> <td>△</td> <td>41.6%</td> <td>△</td> <td>66.7%</td> <td>○</td> <td>86.0%</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>23項目</td> <td>50.7%</td> <td>○</td> <td>69.6%</td> <td>○</td> <td>73.9%</td> <td>○</td> <td>89.0%</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48.1%</td> <td>△</td> <td>65.4%</td> <td>○</td> <td>72.8%</td> <td>○</td> <td>88.6%</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>									2010年度 中間		2010年度 最終		2011年度 中間		2011年度 最終			達率率	評価	達成率	評価	達成率	評価	達成率	評価	4項目	33.3%	△	41.6%	△	66.7%	○	86.0%	○	23項目	50.7%	○	69.6%	○	73.9%	○	89.0%	○	合計	48.1%	△	65.4%	○	72.8%	○	88.6%	○	
	2010年度 中間		2010年度 最終		2011年度 中間		2011年度 最終																																															
	達率率	評価	達成率	評価	達成率	評価	達成率	評価																																														
4項目	33.3%	△	41.6%	△	66.7%	○	86.0%	○																																														
23項目	50.7%	○	69.6%	○	73.9%	○	89.0%	○																																														
合計	48.1%	△	65.4%	○	72.8%	○	88.6%	○																																														
	<p>● 自己点検・評価に基づく改善計画の策定</p> <p>2009年度基準協会からの評価結果を受けて、改善計画について学長の指示に基づき、各委員会にて策定し、自己点検・評価委員会において審議・承認し、最終教授会にて承認しているが、<u>2010年度、2011年度においては、必ず実現すべき改善事項の4項目、一層の改善が期待される事項の23項目、全項目27項目に絞り、改善計画を策定</u>している。</p>								(1) (2)																																													
	<p>● 改善計画の実現に向けた方策</p> <p><u>自己点検・評価の体制</u>については、自己点検・評価委員会が大学院及び大学の教育研究水準の向上に資するため大学院及び大学教授会からの委任を受けて、評価する体制としている。自己点検・評価委員会は、点検・評価実施項目について、①外部有識者からの助言、②学長、研究科長、学部長、専攻科長、大学事務局長及び申請業務室長等のワーキング・グループからの報告、③大学院及び大学の各委員会、ワーキング・</p>								(10)																																													

【必ず実現すべき事項 4】

グループからの報告を受けている。最終的には、点検・評価実施項目について自己点検・評価委員会において、審議・承認し、大学院又は大学の教授会にて審議・承認する体制としている。 自己点検・評価委員会の組織は、学長、副学長、研究科長、学部長、専攻科長、学長の指名した教職員で構成され、議長を学長とし、2010年度、2011年度は原則毎月定例開催している。審議事項は、①点検・評価の実施項目の決定、②点検実施者の決定、③点検の指示、④評価基準の策定、⑤点検の実施・点検結果の聴取、⑥評価の実施、⑦評価結果について教授会への報告、⑧その他点検・評価に必要な事項の調査・審議としている。 自己点検・評価の実施項目の決定にあたり、2010年度及び2011年度の対象となる評価項目は①理念・目的、②教育研究組織、③教育内容・方法、④学生の受け入れ、⑤学生生活、⑥研究環境、⑦社会貢献、⑧教員組織、⑨事務組織、⑩施設・設備等、⑪図書・電子媒体等、⑫管理運営、⑬財務、⑭点検・評価、⑮情報公開・説明責任としている。 以上のように改善計画の実現に向けた方策としては、自己点検・評価委員会において、各項目を担当する委員会及び事務部門を決定して推進している。また、自己点検・評価委員会を定例開催すると同時に、個別の案件について具体的な対応策を審議するなど、現況についての共通理解、改善計画についての合意形成、実行過程のフィードバックなど実現に向けた方策を施している。 今後の課題としては、計画の段階(PLAN)－行動の段階(DO)－点検・評価の段階(CHECK)－調整・改善の段階(ACTION)のPDCAサイクルをきちんと回転させ続けて、内部質保証システムを構築することである。このPDCAサイクルにおいても毎年実施している自己点検・評価と大学基準協会等の認証評価機関による評価の両方において、より効果的で効率的な内部質保証システムを構築することが課題である。 大学基準協会の指摘を受けて、改善に向けた計画の段階(PLAN)－行動の段階(DO)は着実に実行しつつある。 しかしながら、点検・評価の段階(CHECK)において、①活動実態について継続して点検・評価を行うこと、②客観的なデータ・資料をもとに点検・評価を行うこと、③方針・目標・計画との照合という観点から点検・評価を行うこと、④点検・評価の信頼性・妥当性を高める工夫をすることについて改善すべき課題も多い。 同様に調整・改善の段階(ACTION)において、①点検・評価結果をもとに、方針・目標を見直し、計画・方法に必要な改善方策を講じること、②改善すべき点が、方針・目標の設定の仕方にあるのか、計画・方法に起因するのか、あるいは、活動実施上の問題なのかについて、適切に整理し分析すること、③点検・評価によって明らかになった問題点や不具合を適切に処理すること、④点検・評価結果を改革・改善に繋げるための手順と方法を定めること等について、着実な運用がされていない場合もあり、課題も多い。 この課題の解決には、基本的には自己点検・評価委員会を中心として実施していくものとする。その際に恒常的な改善・改革を進めるために、改善方策を短期的、中期的、長期的な視点を取り入れて、それぞれ担当する委員会、事務部門を明確にし、重要な課題については大学全体で取り組む体制を構築する。	
--	--

【必ず実現すべき事項 4】

改善状況を示す具体的な根拠・データ等

4-(1) 2010年6月自己点検・評価委員会議事録・添付資料：点検・評価の意義、自己点検・評価実施項目

4-(2) 2011年4月自己点検評価委員会議事録：自己点検・評価実施計画

4-(3) 自己点検・評価委員会規程

4-(4) 2010年10月自己点検評価委員会議事録：自己点検・評価実施状況

4-(5) 2011年3月自己点検・評価委員会議事録：自己点検・評価実施状況

4-(6) 2011年9月自己点検・評価委員会議事録：自己点検・評価実施状況

4-(7) 2012年3月自己点検・評価委員会議事録：自己点検・評価実施状況

4-(8) 2011年3月教授会議事録：自己点検・評価実施状況

4-(9) 2012年3月教授会議事録 現況と到達目標との照合・自己評価 審議・承認

4-(10) 洗足学園音楽大学 自己点検・評価体制概念図

<大学基準協会使用欄>

検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

【一層の改善が期待される事項 5】

No	内 容	
種 別	内 容	
基準項目	理念・目的	
指摘事項	学部や大学院の人材育成目標が、学則などに定められていないので、改善が望まれる。	
評価当時の状況	<p>「若き学徒をして、真の人生の目的に目覚めさせ、さらに人間の天職を悟らせ、謙虚にして慈愛に満ちた心情（謙愛の徳）を養い、気品高く、かつ実行力に富む有為な人物を育成する。」が、洗足学園音楽大学の建学の精神であり、実践標語である「理想高遠、実行卑近」と共にホームページに掲載し、日々の実践を奨励している。</p> <p>この建学の精神は、「教育基本法及び学校教育法にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力を展開させるとともに、幅広く深い教養を培い、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化的向上に寄与することを目的とする。」として学則に定められている。</p> <p>この建学の精神に則り、下記の具体的な人材育成目標を掲げ大学運営を行ってきたが、学則に定めるには至っていなかった。</p> <p>[教育理念] 自立した人間の育成 音楽の探求、社会との係わりを通して、人生の目的、本当の自分を見出し、豊かな人間性と実行力を備えた、自立した人間を育成する。</p> <p>[教育目的] 学士(音楽)の育成 一、音楽家としての基本的な演奏技術、表現技法の練磨 二、世界の多様な音楽に対する受容、理解、およびそれに基づいた豊かなイマジネーションの醸成 三、社会への適応能力、問題解決力、コミュニケーション・スキルの修得</p> <p>[教育目標] 主体的な学習(アクティブ・ラーニング)の推進 一、主体性を尊重した学修の実践 二、個性、創造性に即した、多様な音楽芸術教育の実現 三、高い芸術性と豊かな人間性の涵養 四、国際的なレベルで、音楽文化の発展に寄与できる人材の育成 五、実践（演奏、合奏）中心の学修</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>学部の教育理念・目的、教育目標およびその基本概念については、建学の精神を出发点としながら、時代の変遷にあわせて工夫し、調整してきたものであり、隨時見直しを行い、結果として本学における学修の実践に関する指針となっている。人材養成目標についても定めていたが、再度見直しを行うと共に、大学基準協会の指摘を受け、学則に明確に記載することとした。</p> <p>大学院研究科における教育目的・目標については、学士課程における音楽芸術の基礎教育から、さらに高度な専門的探求、および人間性の陶冶を目指すことと定めていた。学部同様、人材養成目標の見直しを行い、学則等に明確に記載することとした。</p> <p>学部および大学院の人材育成目標の見直しの過程については、まず、学長、研究科長、学部長、専攻科長、大学事務局長、申請業務室長等のメンバーにより検討を重ね、本学の教育理念から派生する指針、実情、社会の要請等を勘案して原案を作成した。この原案を基に、次の通り学則として定め、学生への周知を行った。</p> <p>2010年7月学部教授会・大学院教授会及び理事会において「人材養成及び教育研究上の目的」を定めた学則の変更を決議し、2010年8月文部科学省宛て学則変更を届出</p>	(1) (2)

【一層の改善が期待される事項 5】

<p>て、<u>2011年度学部学則・大学院学則</u>より、「人材養成及び教育研究上の目的」を明記した条項を追加掲載した。</p> <p>学部および大学院の学則に掲載した具体的な人材育成目標は次の通りである。 [洗足学園音楽大学学則 2011] 拠粹 (人材養成及び研究上の目的)</p> <p>第2条の2 音楽学部は、音楽の探求により、高い芸術性、専門分野の知識・技術を修得すると共に、日々の地道な研鑽を積み重ねる中、個性と創造性を發揮しながら「主体的な学び」を実践することで、人生の目的、本当の自分を見出し、豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成することを目的とし、次の各号にかかる事項を教育目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 音楽家としての基本的な演奏技術・表現技法を修得し、プロフェッショナルを目指すアーティストとしてスタートラインに立てる水準に達すること。 (2) 世界の様々な地域、民族、時代の音楽を受容し理解することで、豊かなイメージーションを醸成し、幅広い視野を持った人材となること。 (3) 数多くの演奏会の企画・運営・実施に参加することで、実践を通して実社会への適応力、問題解決力、コミュニケーション能力を培うこと。 (4) 教育指導者として、音楽を通じ、情熱と感動をもって次代を育てる教育知識・技術を修得し、豊かな人間性を涵養すること。 <p>[洗足学園音楽大学大学院学則 2011] 拠粹 (人材養成及び研究上の目的)</p> <p>第2条 本学大学院は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、学部教育の基盤の上に、音楽の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、専攻分野における研究能力、又は高度な専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うとともに、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、兼愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的とし、次の各号にかかる事項を教育目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) プロフェッショナルな演奏家、あるいは先端を行く音楽研究家、次代を拓く教育指導者としての専門的職業に必要な演奏・表現能力、あるいは研究能力を修得・開発すること。 (2) 幅広い国際的な視野に立った音楽活動・研究活動を実践できる実力をもった音楽家としての素養を具备すること。 (3) 各自の自律性および個性を尊重し、専攻テーマに即した専門的・個別的な研究、あるいは、社会的な貢献を目指した自発的な企画・研究を推進すること。 <p>また、ホームページに「人材養成及び教育研究上の目的」を掲載するとともに、<u>2010年度中に、学部・大学院の学則を含む「DATA BOOK 2011」を作成し、2011年3月末に同ホームページに掲載し、周知徹底を心掛けている。</u></p> <p>以上、学部および大学院の人材育成目標の内容とその明示については、<u>2011年3月及び4月の自己点検・評価委員会において、確認している。</u></p>	<p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>5-(1) 2010年7月学部・大学院教授会議事録・理事会決議録 5-(2) 2010年8月文部科学省宛学則変更届 5-(3) 2011年度 洗足学園音楽大学 学則・2011年度 洗足学園音楽大学大学院 学則 拠粹 5-(4) ホームページ 人材養成及び教育研究上の目的 掲載部分抜粋 5-(5) DATA BOOK 2011 拠粹</p>	

【一層の改善が期待される事項 5】

5-(6) 2011年3月・4月の自己点検・評価委員会 議事録

<大学基準協会使用欄>

検討所見					
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5				

【一層の改善が期待される事項 6】

No	内 容	
種 別	内 容	
基準項目	教育研究組織	
指摘事項	附属打楽器研究所と附属音楽療法研究所以外の研究所は活動を休止しているので、大学としての研究所の位置づけを明確にするとともに、組織的な活動を展開するよう、改善が望まれる。	
評価当時の状況	<p>附属研究所については、教育目的にある「多文化受容・理解・認知能力の醸成」を目的として設置され、7研究所となっていた。</p> <p>設置当初の計画からみると、活動内容の充実度、大学における教育研究上の役割等が変化しているほか、実質的に休止状態のものもあり、見直しが必要であるとの見解に至っていた。</p> <p>実際の活動状況については、打楽器研究所、音楽療法研究所が活発な活動を展開していた。打楽器研究所は国内外の打楽器に関する情報収集、情報発信を中心としているが、2001年度から開始した人工内耳装用者を対象とした研究は、「人工内耳装用者のための音楽感受性向上法の研究」として、2005年度、2007年度に私学学術研究振興資金助成対象研究に採択されるなど、高い評価を得ている。音楽療法研究所はアメリカ・ニューヨーク大学大学院と連携し、国際的な視野に立った音楽療法の研究を行っている。</p> <p>また、現代邦楽研究所は現状、大学附属の研究所ではないが、実態的には大学内の組織として運営されていた。当初は試行的な取組みとしていたため、大学附属という形にはしなかったが、2005年度から順調に実績を積み重ね、2008年度は土曜邦楽講座・総合コース（基礎科、上級科）と5つのテーマ別講座を設置し、78名の受講生を有しているほか、毎年前田ホールにて「東京・邦楽コンクール」を開催するなど、邦楽の普及、振興に寄与している。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>研究所については、教育研究上の役割や社会的な意義、活動状況、今後の展望など、さまざまな観点から検討し、再構築し、現代邦楽研究所を大学附属の研究所とともに併せて検討した。さらに、大学基準協会からの指摘を受け、大学附属研究所の位置づけの明確化、組織的な活動の展開のために次の施策を行った。</p> <p>本学の附属研究所の内、オペラ研究所、合唱音楽研究所、指揮研究所、音楽工学研究所、ピアノ演奏研究所の5研究所については、研究活動の成果が大学院・大学へと引き継がれ、一定の目的を果たし、実質的には近年の活動が休止状態となっていたため廃止し、打楽器研究所・音楽療法研究所については、更なる活動を期して継続、現代邦楽研究所を本学の附属研究所として新しく設置した。</p> <p>現代邦楽研究所設置の目的は、多くの人々が日本の伝統音楽について正しい知識と豊かな音楽性を身につけることと、演奏、創作、教育、研究、プロデュースなど様々な分野において音楽文化に貢献できる人材の育成である。研究内容は、①日本の伝統音楽についての研究、②日本の伝統音楽の発展に貢献する人材の育成、③演奏会、講習会、ワークショップ、コンクール等の企画、実施、④作曲家への新曲委嘱と演奏、⑤本学の演奏会への協賛、協力、演奏指導、⑥日本の伝統音楽に関する資料の収集、⑦新しい教材や人材育成のための教育プログラムの開発、⑧書籍、CD、DVDの出版と論文、ウェブコンテンツ等による研究成果の発表、⑨音楽活動を通じた地域社会への貢献等である。</p> <p>以上の理由で附属研究所の廃止・新設を行うことを、<u>2010年7月の教授会・理事会において決議している。</u></p> <p>併せて<u>2010年8月文部科学省に学則変更を届出し、研究所及び研究所長規程を整備した。</u></p> <p>上記3研究所については、<u>活動支援のための財政的支援、予算措置が講じられており、2010年度約6,200,000円、2011年度約4,700,000円、2012年度4,800,000円である。</u>打楽器研究所及び音楽療法研究所においては、<u>人的支援が講じられている。</u>ま</p>	(1) (2) (3) (4) (5)

【一層の改善が期待される事項 6】

<p>た、組織的活動の調査を行うため、各研究所に活動報告書の提出を求め、内容を精査している。</p> <p>なお、打楽器研究所においては、過年度より、研究所に係る活動報告書が毎年提出されており、2010年度の組織的活動調査の一環として、2011年度に学長、研究科長、学部長、専攻科長、大学事務局長、申請業務室長等のメンバーにて業務報告会が実施された。主な内容は、通常業務報告及び計画、2010年度研究業務報告である。この検討会において、大学の発展に寄与するため、打楽器研究所から、更なる研究の促進が提示され、大学として、2011年度においてもより一層の支援を行うことが確認された。今後、他の2研究所についても、活動状況の把握を常に行い、組織的な支援を行う予定である。</p> <p><u>2011年3月自己点検・評価委員会</u>において、活動報告書等による各附属研究所活動状況調査の結果について評価を行い、次年度への布石とした。</p>	<p>(6)</p>
---	------------

改善状況を示す具体的な根拠・データ等

6-(1) 2010年7月 教授会議事録・理事会決議録

6-(2) 2010年8月 文部科学省 学則変更届

6-(3) 洗足学園音楽大学打楽器研究所規程・洗足学園音楽大学打楽器研究所長規程

洗足学園音楽大学音楽療法研究所規程・洗足学園音楽大学音楽療法研究所長規程

洗足学園音楽大学現代邦楽研究所規程・洗足学園音楽大学現代邦楽研究所長規程

6-(4) 目的業務別予算管理台帳 2010.2011.2012年度

6-(5) 打楽器研究所・音楽療法研究所 人的支援 2011・2012年度

6-(6) 洗足学園音楽大学打楽器研究所活動報告書

洗足学園音楽大学音楽療法研究所活動報告書

洗足学園音楽大学現代邦楽研究所活動報告書

6-(7) 2011年3月 自己点検・評価委員会議事録 抜粋

<大学基準協会使用欄>

検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

【一層の改善が期待される事項 7】

No	内 容	
種 別	内 容	
基準項目	教育内容・方法 (1)教育課程等	
指摘事項	音楽学部では、教養科目として開講されている科目が、音楽に関連する内容に偏っているので、学則に定める「幅広く教養を培う」という目的を実現するための科目配置を整備する必要がある。	
評価当時の状況	<p>「主体的な学びの実践」を教育目標として掲げている本学の特色の一つとして、開講科目数が非常に多いこと、専門教育的授業科目と一般教養的授業科目を比較すると専門教育的科目数が圧倒的に多いことなどが挙げられ、結果として音楽に関連する科目に偏っていた。</p> <p>例えば、一般教養科目の中でも特徴的な科目の1つである「音楽プロデュース論」では、舞台制作の実務というテーマで、舞台監督やオーケストラの事務局長、コンサートホールのマネージャー、音楽配信の専門家など、毎回様々なゲストスピーカーを招き、実務に役立つ授業を目指していた。</p> <p>一方、「法学（日本国憲法）」、「社会福祉論」といった社会科学系、「音楽と文学」、「発達心理学」などの人文科学系、「生物学」や「科学技術史」等の自然科学系、「コンピュータと音楽」、「情報機器の操作」などのIT関連、「独語」、「仏語」、「伊語」などの外国語科目等、幅広い分野に亘る科目を開講していた。</p> <p>このように、全体の開講科目数は多いものの、「一般教養科目」は相対的に科目数が少なく、学則の「幅広く教養を培う」という目的を実現するためには、音楽関連分野以外の教養科目の一層の充実が求められており、科目配置を整備する必要があった。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>2010年度のカリキュラム委員会において、教養科目の充実を図る目的で<u>一般教養部会</u>を立ち上げ、様々な角度より<u>1年間かけて議論を行い、各種施策を打出した</u>。2011年度は、同委員会に<u>初年次教育WG</u>を立ち上げ、初年次教育の観点から引き継ぎ教養科目の充実について段階的に改善を進めている。</p> <p>具体的な施策としては、まず教養科目の改廃及び新設を行い、2011年度から授業科目の区分として<u>教養科目を独立させ</u>、「芸術史」「外国文学」「法学(日本国憲法)」「西洋文化史」「キャリアデザイン講座Ⅰ・Ⅱ」「社会福祉論」「ビジネス講座(秘書検定対策)」「音響学Ⅰ」「情報機器の操作」「英語」「独語」「仏語」「伊語」「保健体育」「体育実技」「著作権法」「経済学」を開講した。2012年度に於いても、男女共同参画に係わる授業科目である<u>「ジェンダー」</u>を新設し、教養科目の充実を図っている。</p> <p>また、教養科目について、<u>2011年度より年間8単位修得の履修ガイドライン</u>を設け、これに基づいてアカデミック・アドバイザーが、個々の学生に応じた履修指導を行うなど、教養科目の履修を一層促進した。その結果、<u>2011年度の1年生の教養科目修得単位数は1人当たり4.6単位となり、2012年度の履修単位数は、1年生1人当たり4.7単位となった</u>。</p> <p>また、更なる施策として<u>2010年度に放送大学との単位互換協定を締結</u>し、2011年度より<u>放送大学の授業の単位修得による本学での単位認定が可能となり</u>、3名が単位修得した。</p>	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	7-(1)「基礎教育・一般教養科目の充実へ向けて」(一般教養部会をカリキュラム委員会内に新設の件)2010年4月8日教授会資料 7-(2)2010年10月7日教授会議事録(抜粋)・添付資料「平成23年度カリキュラムについて」 7-(3)カリキュラム委員会活動報告(抜粋)2011年10月20日教授会資料 7-(4)2011年度 教養科目一覧(2011年度履修要項抜粋) 7-(5)2012年度 教養科目一覧(2012年度履修要項抜粋) 7-(6)「平成23年度カリキュラム改定(新入生向け)の件」2011年3/30アカデミック・アドバイザーミーティング資料 7-(7)教養科目 2011年度実績・2012年度履修者数	

【一層の改善が期待される事項 7】

7-(8)洗足学園音楽大学と放送大学との間における単位互換に関する協定書・覚書

7-(9)単位の認定(放送大学)・履修可能科目一覧 (2011年度履修要項抜粋)

<大学基準協会使用欄>

検討所見					
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5				

【一層の改善が期待される事項 8】

No	8
種別	内 容
基準項目	教育内容・方法 (1)教育課程等
指摘事項	音楽学部の外国語科目は、4年間を通じてみればすべての履修が可能であるが、各専攻の重要な科目と時間割が重なっているので、各年次における外国語教育のあり方とあわせて科目の開講や時間割の配置を検討するなど、教育課程を体系的に整備することが望まれる。

評価当時の状況 2008年度の外国語科目と各専攻重要科目との時間割が重複するコースは、管楽器・打楽器・弦楽器・ピアノコースであり、表1の通りであった。

表1 2008年度 コース別外国語科目と重複重要科目対照表

コース名	曜日・時間	外国語科目	重複するコース重要科目
管楽器コース 打楽器コース	火曜日3限	独語1-I・1-II	吹奏楽研究2~4 ブリティッシュプラス1~4 フルートオーケストラ1~4 サックスオーケストラ1~4 打楽器アンサンブル1~4
	火曜日4限	独語2-I・2-II	
	水曜日3限	独語1-I・1-II 伊語1-I・1-II 仏語1-I・1-II	
	水曜日4限	独語1-I・1-II	
弦楽器コース	火曜日3限	独語1-I・1-II	吹奏楽研究2~4
	火曜日4限	独語2-I・2-II	
ピアノコース	火曜日3限	独語1-I・1-II	二重奏II 特別歌曲伴奏法1・2
	火曜日4限	独語2-I・2-II	初見試奏I・II 器楽伴奏法II-1・II-2 特別器楽曲伴奏法1・2
	水曜日4限	独語1-I・1-II	器楽曲伴奏法I-1・I-2

外国語科目の編成においては、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置として、上記のように「独語」、「仏語」、「伊語」の3科目を開講していた。

また、ジャズ・ジャズヴォーカルコース、音楽療法コースの学生を対象に「英語1、2」、ジャズヴォーカルコースの学生に対して、歌唱向け英語の科目「シンギング・イン・イングリッシュ」、ミュージカルコースの学生を対象に、将来ニューヨークやロンドン等のスクールや、ワークショップに参加するための準備として「英会話講座I、II」など、コースに合わせた英語講座を開講していた。

このように、学習内容に則した実践的な外国語講座として、オーケストラや吹奏楽の合奏練習でよく使われる英語、あるいは音楽界で使われる英語を効率的に研究する授業科目を設置するため、2009年度より教員を公募し、外国語科目の充実を目指していた。

しかしながら、外国語科目と各専攻重要科目との時間割が重複している状況であり、科目の開講や時間割の配置を検討するなど、教育課程を体系的に整備する必要があった。

種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	2011年度のカリキュラムに於いて、外国語科目を水曜日の1限から5限までに集約し、合奏授業等の各コース重要専門科目と時間割が重複しないよう、全学的に時間割の見直しを進めた。外国語科目の対象年次は初級科目が1~4年、中級科目が2~4年としており、履修の機会は最大限確保している。特に、初級科目は水曜日1限・2限・4限・5限と4時間帯に開講されたことにより、学生にとっての履修しやすさは向上した。	(1)

【一層の改善が期待される事項 8】

表2の通り、例えば、管楽器コース・打楽器コースにおける「サックスオーケストラ1～4」「ブリティッシュプラス1～4」「フルートオーケストラ1～4」「打楽器アンサンブル1～4」、ピアノコースにおける「器楽曲伴奏法I-1・I-2」など、一部の重複が見られるものの、開講する曜日を増設、または別時間帯にも増設して開講するなど、同年度履修が可能となった。

なお、2012年度の外国語科目及び重要科目に関しては、2011年度の時間割と同様、表2のように重複が解消されている。

表2 2011年度・2012年度 コース別 外国語科目開講状況と重要科目重複解消状況

曜日・時間	外国語科目開講状況	各コース重要科目(コース)
火曜日 3限		二重奏II(PF) 特別歌曲伴奏法1・2(PF)
火曜日 4限		初見試奏I・II(PF) 器楽曲伴奏法II-1・II-2(PF) 特別器楽曲伴奏法1・2(PF)
火曜日 4限・5限		吹奏楽研究2～4 (WI・PI・SI)
水曜日 1限	伊語1-I・1-II 英語1-I・1-II 独語1-I・1-II 仏語1-I・1-II	
水曜日 2限	伊語1-I・1-II 英語1-I・1-II 独語1-I・1-II 仏語1-I・1-II	
水曜日 3限	伊語1-I・1-II 英語1-I・1-II 独語1-I・1-II 仏語1-I・1-II	
水曜日 4限	伊語1-I・1-II 英語1-I・1-II 独語1-I・1-II 仏語1-I・1-II	サックスオーケストラ1～4 (WI・PI) ブリティッシュプラス1～4 (WI・PI) フルートオーケストラ1～4 (WI・PI)
水曜日 5限	伊語1-I・1-II 伊語2-I・2-II 英語1-I・1-II 英語2-I・2-II 独語2-I・2-II 仏語2-I・2-II	打楽器アンサンブル1～4 (PI)

※PF=ピアノコース、WI=管楽器コース、PI=打楽器コース、SI=弦楽器コース

特に英語については、2011年度も公募にてネイティブ2名を含む教員3名を新規採用するなど、内容の充実に努めている。また、外国語科目の他に、外国語講座として、

【一層の改善が期待される事項 8】

	<p>「ミュージシャンのための英語 1－1・1－2」「ミュージックイン リリックス 1－1・1－2」「英会話講座 I・II」「イングリッシュ シアトリカル リーディング」などを該当コース学生向けに開講し、より実践的な教育を行っている。</p> <p>さらに 2011 年度より、「中国語入門 I・II」、「韓国語入門 I・II」、「スペイン語入門 I・II」等 6 科目の外国語科目を含む放送大学の授業修得の単位認定を可能とすることにより、外国語科目の選択の幅を拡大した。</p> <p>国際人を育成することを教育目標のひとつに掲げ、国際交流に力点を置いている本学として、今後も段階的に外国語教育の充実を行い、教育課程の体系的な整備を推進してゆく。</p>	(2)
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 8-(1) 2011 年度 音楽学部時間割表 8-(2) 単位の認定(放送大学)・履修可能科目一覧 (2011 年度履修要項抜粋)		
<大学基準協会使用欄>		
検討所見		
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5	

【一層の改善が期待される事項 9】

No	内 容	
種 別	内 容	
基準項目	教育内容・方法 (2)教育方法等	
指摘事項	音楽学部では、履修科目の合格率がきわめて低いことなどから、履修指導が十分な機能を果たしているとはいえないため、改善が望まれる。	
評価当時の状況	<p>2008 年度時点では、1 年間の履修科目登録について特に上限は設定していなかったため、適切な単位を超える科目の履修登録を行う学生もいた。</p> <p>また、授業日数を確保するため、4 月第 2 週より授業を開始するので、複数の興味ある授業に出席してから 1 科目を履修登録するといった時間的な余裕がないことから、学生の中には複数の授業科目を履修登録して一部を履修放棄する者がおり、結果として、学生の表面的な年間履修単位数を押し上げ、履修科目の合格率を下げていた。</p> <p>履修制度および学生支援の根幹として、2002 年度新入生から各学年共アカデミック・アドバイザーが個別に履修指導を行っていた。履修指導内容については、事前にアカデミック・アドバイザーミーティングを開催して確認し、同一コースの履修指導については、担当アドバイザー間で履修指導方針を確認した上で行っていた。</p> <p>学生は 1 年次より主体的に科目を選択しながらも、この個別履修指導により、余裕のある学修計画を立てるようアドバイスを受け、偏りの少ない履修計画を自ら作成することとなっていたが、2008 年度の履修科目合格率は、1 年 87.2%、2 年 77.0%、3 年 75.4%、4 年 79.3%であり、全学年平均（全学年の合格科目単位総数／全学年の履修科目単位総数）が、80.2%と低いものであった。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>自己点検評価を行う過程で、本学の人材育成目標である「主体的な学び」の実践を基本としながらも、自らの選択によるバランスの取れた科目を履修できる体制作り及び履修制度そのもののあり方を見直す必要性を認識するに至った。</p> <p><u>2009 年度より CAP 制を導入し、履修科目登録の年間上限単位数を、1～3 年次 48 単位、4 年次 50 単位とし、2008 年当時の、多数の授業科目を履修登録して一部を履修放棄することで合格率を下げていた実態の改善を図った。この施策が定着したこともあり、2010 年度の合格率は、1 年 89.2%、2 年 85.2%、3 年 79.7%、4 年 79.2%、全学年平均（全学年の合格科目単位総数／全学年の履修科目単位総数）が 83.4%となり、全学年平均ベースで 2008 年度比 3.2 パーセント改善した。</u></p> <p>なお、授業日数の確保及び厳格な出席管理の実施を目的として 4 月第 2 週より授業を開始するため、履修登録期間が短いという問題に関しては、<u>履修取消期間を前後期 1 回ずつ設けることにより解消されている。</u></p> <p>また、2010 年度より、従来のアカデミック・アドバイザー制度に加えて、これを統括し「その学生の将来の希望に合わせて、入学前から学生生活、さらには卒業後数年間の社会生活まで、一貫して指導・支援する」体制としての、<u>アカデミック・プロデューサー制度を導入し、全体としての履修指導強化にも努めている。</u></p> <p>さらに 2011 年度から、アドバイザーによる G P A 1.5 未満の学生に対する<u>個別履修指導を導入し、一方で修得単位数が少ない学生のリストをコース責任者に交付した上で、これらの学生に対する個別履修指導体制を強化した。</u>このような施策実施により、<u>2011 年度の合格率も 1 年 91.6%、2 年 85.7%、3 年 86.1%、4 年 80.2%、全学年平均が 86.3%であり、2008 年度比 6.1% 改善している。</u></p>	(1) (2) (3) (4) (5)

【一層の改善が期待される事項 9】

改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
9-(1)履修登録単位数の上限設定(2009 年度履修要項)	
9-(2)2008～2011 年度合格率表	
9-(3)前後期履修科目取消期間告知文	
9-(4)アカデミック・プロデューサー(2011 年度履修要項)	
9-(5)2011 年 4 月 第 1 回教務委員会議事録、添付資料「履修科目の合格率向上に向けて」	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

【一層の改善が期待される事項 10】

No	10
種別	内 容
基準項目	教育内容・方法 (2)教育方法等
指摘事項	音楽学部では、1年間に履修登録できる単位数の上限が、4年次は50単位で設定されており、成績優秀者は上限を超えて履修することが可能になっている。成績優秀者の定義が明確に定められていないことも含め、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。

評価当時の状況

<表1 成績評価基準>

素点	成績評価
90点～100点	S
75～89	A
60～74	B
50～59	C
49点以下	D

2008年度現在では履修登録科目の上限設定がなく、一方、授業日数確保のために4月初旬から授業が開始されるため、試行的に授業の履修登録を行う学生もいた。これが履修登録数を増やし、結果として表面的な履修単位数増加の一因となっていた。

自己点検評価を行う過程で単位の実質化を図る措置の必要性を認識し、年間の履修登録科目数の上限を定め、一方で履修放棄する科目的履修登録取消期間を設けて、年間履修単位数が48単位を目安とした妥当な範囲に収まるよう運営を変更することとした。

また、実技科目、演習科目、講義科目のそれぞれの特性に十分配慮した成績評価のフレームワークを定め、それぞれの評価の視点に沿った成績評価法および成績評価基準を導入することを検討することとした。

その結果、2009年度より履修科目登録の上限設定を行い、1年間に履修登録できる単位数の上限が表2のとおり、1年～3年48単位、4年50単位に設定された。

<表2 履修登録単位数の上限>

年次	上限単位数(単位)
1年次	48
2年次	48
3年次	48
4年次	50

但し、成績優秀者は上限を超えて履修可能としたが、成績優秀者の定義の明示は行っていなかった。

種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	2010年6月教務委員会に於いて、「4年次の単位上限について」及び「成績優秀者の定義と特典について」審議・承認し、2011年度より4年次の履修登録上限を48単位に改定し、一方成績優秀者を通算GPA3.0以上の学生と定義し、その成績優秀者は、教務委員会で承認された場合に限り、年間上限単位数を56単位とすることができる」として履修要項上に明文化した。これにより単位の実質化を徹底することができた。なお、2012年度より、次年度における履修指導及び成績優秀者に対する特典については、より学生の修学状況に則した指導を徹底する為、通算GPAから前年度GPAに基準を変更	(1) (2) (3)

【一層の改善が期待される事項 10】

	<p>することとした。</p> <p>2011 年度の在籍者は 1,696 名、GPA3.0 以上は 59 名 (3.5%) であり、この成績優秀者の内、上限を超えて履修している学生は 1 名である。</p>	(4)																								
	<p>2011 年 4 月教務委員会に於いて、GPA が低い学生に対する履修指導については、履修科目を絞り込み、少ない科目に集中して取り組むよう指導することを審議・承認した。</p>	(5)																								
	<p>また、2012 年度以降の新入生への施策として、同年 9 月教務委員会に於いて、表 1 のとおり、新入生から適用される履修登録単位数の上限及び、GPA が低い学生に対する単位の制限も含めて明確な基準を定めた。履修要項に履修登録単位数の上限を明示することにより、学生の自主性を促し、一層の単位の実質化を図ることとした。</p>	(6)																								
	<p>表 1 2012 年度新入生から適用される履修登録単位数の上限表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度の GPA</th> <th>履修登録単位数の上限</th> <th>現行条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.5 以上 4.0 以下</td> <td>48 単位</td> <td>56 単位</td> </tr> <tr> <td>3.0 以上 3.5 未満</td> <td>48 単位</td> <td>56 単位</td> </tr> <tr> <td>2.5 以上 3.0 未満</td> <td>48 単位</td> <td>48 単位</td> </tr> <tr> <td>2.0 以上 2.5 未満</td> <td>48 単位</td> <td>48 単位</td> </tr> <tr> <td>1.5 以上 2.0 未満</td> <td>44 単位</td> <td>48 単位</td> </tr> <tr> <td>1.0 以上 1.5 未満</td> <td>40 単位</td> <td>48 単位</td> </tr> <tr> <td>1.0 未満</td> <td>36 単位</td> <td>48 単位</td> </tr> </tbody> </table>	前年度の GPA	履修登録単位数の上限	現行条件	3.5 以上 4.0 以下	48 単位	56 単位	3.0 以上 3.5 未満	48 単位	56 単位	2.5 以上 3.0 未満	48 単位	48 単位	2.0 以上 2.5 未満	48 単位	48 単位	1.5 以上 2.0 未満	44 単位	48 単位	1.0 以上 1.5 未満	40 単位	48 単位	1.0 未満	36 単位	48 単位	(7)
前年度の GPA	履修登録単位数の上限	現行条件																								
3.5 以上 4.0 以下	48 単位	56 単位																								
3.0 以上 3.5 未満	48 単位	56 単位																								
2.5 以上 3.0 未満	48 単位	48 単位																								
2.0 以上 2.5 未満	48 単位	48 単位																								
1.5 以上 2.0 未満	44 単位	48 単位																								
1.0 以上 1.5 未満	40 単位	48 単位																								
1.0 未満	36 単位	48 単位																								
改善状況を示す具体的な根拠・データ等																										
10-(1) 2010 年 6 月教務委員会議事録及び添付資料：「履修登録キャップ制の整備」																										
10-(2) 2011 年度履修要項：「履修登録単位数の上限」																										
10-(3) 2011 年 9 月教務委員会議事録																										
10-(4) 2011 年度履修登録単位数の上限超過																										
10-(5) 2011 年 4 月教務委員会議事録及び添付資料：「履修科目の合格率向上に向けて」																										
10-(6) 2011 年 9 月教務委員会議事録添付資料：「卒業保留者に関する諸制度の改訂・新設」																										
10-(7) 2012 年度 履修要項 抜粋																										
<大学基準協会使用欄>																										
検討所見																										
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5																					

【一層の改善が期待される事項 11】

No	内 容	
種 別	内 容	
基準項目	教育内容・方法 (2)教育方法等	
指摘事項	音楽学部では、学生による授業評価については、評価結果が学生に公表されていないので、学生に公表するとともに、評価結果を授業改善につなげるための組織的な取り組みを行うよう、改善が望まれる。	
評価当時の状況	<p>学生による授業評価については 2005 年度から導入し、無記名アンケート方式で実施している。質問内容は、授業科目・担当教員・学生自身のそれぞれに関するもので、14 の設問と授業の総合評価についてマークシートに 5 段階で回答し、さらに自由意見や要望等を記入する形式となっている。</p> <p>アンケートの質問には、「授業の開始時間や終了時間は守られているか」、「授業はシラバスに沿った内容であったか」、「板書や OHP は見やすいか」など、客観的に回答しやすいものが多い。</p> <p>アンケートの実施方法については少しずつ改善されているが、活用状況としては、アンケートの集計結果に関し、それぞれ授業の担当教員と所属コースの責任教員に対して個別に通知しているものの、全学的には公表していなかった。また、レッスン・授業の改善については、まだ十分に活用されていなかった。</p> <p>授業評価結果の活用も含めた FD については、2008 年度からの FD 委員会において、組織的な取組みが始まったばかりであった。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>2009 年度・2010 年度の「<u>学生による授業評価アンケート</u>」については、講座・室内楽研究・アンサンブルラボ・教職ピアノ実習(グループ)・レッスンの集計区分毎に、授業科目(シラバスとの適合性・教員の授業に対する姿勢・授業の内容等)と授業の評価(総合的満足度)の項目についての<u>集計結果をホームページ上</u>に公表した。これにより、学生は隨時閲覧できることとなり、歴年結果が公表されることで、授業評価の傾向を知ることが可能となった。</p> <p>2011 年 5 月及び 6 月の FD 委員会に於いて、<u>AP (コース責任者)</u> に 2010 年度授業評価アンケートの結果について還元し、アンケート項目である「授業の開始・終了時間」、「シラバスに沿った授業内容」、「板書や視聴覚機材の改善」など、授業内容の把握を行い、教育手法が適切であるかなど、アンケート結果について各コースで検討を行った。更に、カリキュラムの編成にあたり、この授業評価アンケートの結果を、授業の有用性や授業を継続する可否を判断する材料とするなど、組織的な授業改善にも役立てている。</p> <p>2012 年 1 月コース毎の授業改善計画の策定に着手し、組織的な取組みを行うなど改善が図られている。</p> <p>なお、2011 年度の「<u>学生による授業評価アンケート</u>」についても、2012 年 3 月ホームページ上に公表し、今まで以上に授業評価の傾向を知ることが可能となっている。</p>	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	11-(1) 2009 年度後期授業評価アンケート結果 11-(2) 2010 年度後期授業評価アンケート結果 11-(3) 2010 年度「 <u>学生による授業改善のためのアンケート</u> 」集計結果（ホームページ掲載） 11-(4) FD 推進のための依頼事項 11-(5) 管楽器コース 2012 年度レッスンオンデマンド企画案 11-(6) 2011 年度後期授業評価アンケート結果 11-(7) 2011 年度「 <u>学生による授業改善のためのアンケート</u> 」集計結果（ホームページ掲載）	

【一層の改善が期待される事項 11】

<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

【一層の改善が期待される事項 12】

No	内 容	
種 別	内 容	
基準項目	教育内容・方法 (2)教育方法等	
指摘事項	音楽学部と音楽研究科修士課程のシラバスについて、成績評価基準が明示されておらず、年間の授業計画などの記述に精粗があるので、改善が望まれる。	
評価当時の状況	<p>音楽学部と大学院音楽研究科における成績評価基準は、シラバスに明示しておらず、シラバスは授業科目によって説明の記載量や内容が異なり、一部には授業計画等の記述に曖昧な点があり、改善する必要があった。</p> <p>音楽学部における成績評価は、講義科目、演習科目、実技科目で以下のとおり異なっていた。</p> <p>①講義科目では、授業科目の担当教員が定期試験・提出レポート等の成績、平常の授業態度・小テストの成績、授業への出席状況等を総合して行う。</p> <p>②演習科目については、個人レッスン的な科目とグループレッスン的な科目があるが、いずれも授業態度、出席状況等をベースに、前者については科目の共通試験の成績、後者については試演奏会・定期演奏会の演奏内容等を勘案して評価する。</p> <p>③実技科目では、学生は原則として毎週1回の個人レッスンを受け、実技試験に合格しなければならない。実技試験は、一人ひとりの演奏を複数の担当教員が聴いて採点し、その平均点を算出して評価の基準とする。成績評価は原則としてS～Cが合格、Dが不合格である。</p> <p>大学院研究科における成績評価は、講義科目については前・後期の定期試験結果、授業参加の姿勢および理解度、レポート等の内容等について、各科目の担当教員が総合的に判断して評価していた。演習科目、実技科目については、基本的な考え方は学部と同様であるが、「プロフェッショナル特殊研究」や「アンサンブル研究」等、いくつかのプログラムで構成されている科目については、アカデミック・マネージャーが各プログラムの担当教員から成績を取りまとめ、それらを総合的に勘案して、評価を行っていた。</p> <p>シラバスについて、本学では学部・大学院とも、授業科目によって説明の記載量や内容が異なり、一部には授業計画等の記述に曖昧な点もある。従って、教員間で記述内容の水準を統一し、シラバスの要件を充足すべく見直しを行う必要があった。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>音楽学部の成績評価基準については、<u>2010年度から原則相対評価を基準としてシラバスに明示した。</u></p> <p>具体的には、「①成績評価は、S・A・B・C・Dの5種類で行い、S・A・B・Cのいずれかの評価は、合格として所定の単位を授与し、Dの評価は、不合格として単位を授与しない。②定期試験等を欠席した学生にはE、授業出席日数不足等で受験資格を失った学生にはFと表記し、いずれも単位を授与しない。③授業の欠席が、原則として1/3を超える者については、定期試験の受験資格を失う。④授業科目の担当教員は、定期試験等の成績、平常の授業態度（小テストの成績やレポート提出等を含む）並びに授業への参加姿勢を総合的に評価する。⑤S評価とA評価は、履修登録者数に対して合計28%を上限とし、S評価を与える学生の割合は成績上位から3%を上限として与える。」と定め、公表した。</p> <p><u>2011年度以降、「シラバスに絶対的な基準が明示されている場合は、その基準による評価となる。」ことを追加で定め、公表した。</u></p> <p><u>大学院音楽研究科についても、学部同様、2011年度から原則相対評価を採用し、シラバスに成績評価基準を明示した。</u></p> <p>具体的には「①成績評価は、S・A・B・C・Dの5種類で行い、S・A・B・Cのいずれかの評価は、合格として所定の単位を授与し、Dの評価は、不合格として単位を授与</p>	(1) (2) (3)

【一層の改善が期待される事項 12】

<p>しない。②定期試験等を欠席した学生には E、授業出席日数不足等で受験資格を失った学生には F と表記し、いずれも単位を授与しない。③シラバスに絶対的な基準が明示されている場合は、その基準による評価とする。④授業科目的担当教員は、定期試験等の成績、平常の授業態度（研究レポート提出等を含む）並びに授業及び演奏活動への参加姿勢を総合的に評価する。⑤S 評価は、履修登録者数に対して 15%を上限とし、S 評価及び A 評価は、合計 40%を上限として与えることができる。」と定め、公表した。</p> <p>シラバスについては、音楽学部・大学院音楽研究科とも、<u>2009年度「授業概要」の項目</u>を追加し、<u>2010年度シラバス作成の際に年間授業計画を含めた記入要領を添付して、記述の精粗を極力少なくするよう改善してきた。<u>2011年度については、シラバス作成に当たり、授業計画について各回の内容を明示することを大前提として基準を掲えた。</u>また、音楽学部においては、<u>2011年度よりシラバスのWeb入力を実施し、授業計画の入力画面上で、各回の入力を必須にするような制限を設ける形に設計した。</u><u>2012年度については、年間の授業スケジュール、授業時間外の学習(予習・復習)、及び授業の到達目標の記載について、精度を上げるよう求めた。</u></u></p> <p>一方で音楽学部は学部長及び大学院音楽研究科は音楽研究科長が精粗についてチェックを行うことにより、記述全体としても精粗を極小化すべく引き続き改善を図っている。</p>	<p>(4) (5) (6) (7) (8)</p>
---	--

改善状況を示す具体的な根拠・データ等

- 12-(1) 2010年度(学部)シラバス(抜粋) 成績評価基準
- 12-(2) 2011・2012 シラバス(学部)シラバス(抜粋) 成績評価基準
- 12-(3) 2011年度・2012年度(大学院)シラバス(抜粋) 成績評価基準
- 12-(4) 2009年度(学部)シラバス(抜粋)授業概要・2009年度大学院シラバス(抜粋)授業概要
- 12-(5) 2010年度シラバス記載要領
- 12-(6) 2011年度シラバス作成にあたって・2011年度シラバス記載要領
- 12-(7) 2011年度シラバス原稿作成要領
- 12-(8) 2012年度シラバス原稿作成要領

<大学基準協会使用欄>

検討所見					
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5				

【一層の改善が期待される事項 13】

No	13	
種別	内 容	
基準項目	教育内容・方法 (2)教育方法等	
指摘事項	音楽研究科修士課程では、FDに関して、組織的な取り組みが行われていないので、改善が望まれる。	
評価当時の状況	<p>FDに関しては、大学院担当教員会議等を定期的に実施し、問題点の洗い出しを行うと同時に、アカデミック・マネージャーが学生との面談時に授業に関する評価を聴取し、問題がある場合には、随時対応策をとっており、一定の成果を挙げてきた。しかし、個人レッスン、論文の個人指導については、個人的な技量に委ねており、取組みが不充分であった。</p> <p>全学的な観点からFDを推進するために2008年度に設置された「FD委員会」を中心に、学部と協働して授業内容・方法の改善を検討・実施している。</p> <p>毎月一回の開催を目処に、学部長を始めとした教員代表15名で、組織的な教育指導方法の改善方策、および学生による授業評価の有効活用について検討を重ね、具体的には、2008年度は皮切りに「FDに関する教員アンケート」を実施し、また、各コースの部会でのFDの議論の活発化を奨励した。2009年度はこれを受け、委員会を3回開催しており、上記教員アンケートで浮上した、レッスンの公開化、授業評価アンケートの改善等に取り組んでいた。</p> <p>しかし、FDに関して、大学院単独の組織的な取り組みは行われていなかった。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>大学院単独の組織的な取り組みを行うため、従来、大学・大学院で合同でFD委員会を開催してきたが、2010年度より大学院FD委員会として独立させた。年度の前期に大学院FD活動の取り組み内容を審議し、後期に取り組み施策を実施することを方針とし、以下の3点を実施した。</p> <p>①<u>授業の相互参観・ディスカッション</u> 大学院独自のFD活動の第一歩として、FDが活発な声楽専攻よりオペラ研究を対象授業として各専攻の教員で参観、その後、運営の仕方や指導体制についてディスカッションし、授業改善と各教員の意識改革を行った。</p> <p>②<u>教員間研修会</u> 大学院担当教員の研修会では、ピアノ及び作曲に於いて、教員の指導的な立場にある本学特別教授を中心にして「音の数値化」をテーマに積極的な議論がなされ、採点・評価方法についての考え方を改善する事が出来た。</p> <p>③<u>FDセミナー</u> 音大におけるFDの有り方について、学部FD委員会・大学院FD委員会にて、FDが活発な京都FD開発推進センターより、学生支援に関する有識者である佛教大学教授を招聘し、FDの最新状況・事例の講義があり、この内容を本学のFDに応用すべく、次年度の活動を検討した。</p> <p>2011年度は2010年度に掲げた3つの方針を踏襲して活動を実施し、大学院FD委員会は4回開催された。</p> <p>前年度の反省から授業の相互参観・ディスカッションについては、専攻を超えて大学院全体としての活動よりも、専攻またはコース毎に活動することを決定した。</p> <p>教員間研修会については、大学院設立時の教員であり、現在学芸大学名誉教授・本学名誉教授を招聘して研修会を実施した。また、ピアノコースでは本学教員による「バッハの作品について」の研修会を大学院・大学合同で実施している。</p> <p>FDセミナーは前年度同様に学部FD委員会と連携し、佛教大学の教授から前回よりさらに的を絞った、学生の変化に合わせてFD活動するエデュケーション・ディベロップメントの着想についての講演を実施した。</p>	(1) (2)(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

【一層の改善が期待される事項 13】

	2012 年度の大学院 FD 委員会は、4 回開催する予定である。				
改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
13-(1) 大学院・学部 FD 委員会 2010 年度活動概況					
13-(2) 2010 年度第 2 回大学院 FD 委員会議事録					
13-(3) 2010 年度大学院 FD 委員会 研修会のお知らせ					
13-(4) オペラ研究 1・2 授業参観・意見交換会議事録					
13-(5) 2010 年度大学院 FD 委員会 小林仁教授による教員間研修会 議事録					
13-(6) FD セミナー：学士課程の体系化に向けた FD の役割を考える					
13-(7) 大学院・学部 FD 委員会 2011 年度活動概況					
13-(8) 中村義春名誉教授研修会					
13-(9) 小林仁教授研修会・「バッハの作品について」					
13-(10) 佛教大学原清治教授 FD セミナー					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

【一層の改善が期待される事項 14】

No	内 容	
種 別	内 容	
基準項目	教育内容・方法 (3)教育研究交流	
指摘事項	音楽研究科修士課程では、「研究能力の修得」という目標に対し、作曲、音楽学、音楽教育学などに関わる国内外の教育・研究交流はきわめて不活発であり、これらの領域における充実に努めるよう望まれる。	
評価当時の状況	<p>大学院研究科における教育研究交流については、国内外を問わず、学生に一流の演奏、指揮に接する機会を出来る限り提供するという基本方針に基づいて実施していた。作曲、音楽学、音楽教育学などに関わる国内外の教育・研究交流については実施していたものの、その取り纏め等の組織的な体制が整っていなかったため、自己点検評価報告書に反映されていなかった。</p> <p>国内における交流については、他大学との交流を目的として、2007 年度に 2 回、2008 年度に 3 回、それぞれ、ピアノ、声楽、弦楽器による室内楽コンサートを東京芸術大学、桐朋学園大学等の学生などを招いて開催し、相互に研鑽を重ねている。</p> <p>国際交流のうち、海外における演奏家の招聘は、学部以上に活発に行っており、特別レッスン、公開レッスン等、多くの機会をとらえて行われている。</p> <p>海外演奏旅行については、2007 年 8 月、本学ウィンド・オーケストラの北ドイツ・オストフリースラント・夏の音楽祭への参加や、同年 10 月、中国の瀋陽音楽学院、および東北大大学との交流演奏会などが挙げられる。</p> <p>前述のように、大学院独自の企画として、特別レッスン等における海外演奏家の招聘などを盛んに行っているが、交流の目的が演奏技術の向上に偏りがちであり、作曲、音楽学、音楽教育学などに関わる国内外の教育・研究交流についても、活発な活動が維持できるよう、組織的な整備が望まれていた。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>作曲専攻については、2010 年度ポルトガル大使館の後援による「日本・ポルトガル交流 2010」を本学にて開催した。また、2010・2011 年度と、音楽・音響デザインコースの大学院生が作曲した作品発表を、他大学と協働の「インターンカレッジ・コンピューター音楽コンサート」にて行っている。</p> <p>音楽学については、2010 年度・2011 年度、学生は在籍していないが、本学教授が副会長を務める東洋音楽学会の第 61 回大会（2010 年 11 月開催）・第 62 回大会（2011 年 10 月開催）において本学講師が研究発表を行うなど、歴年、教員が学会交流を継続的に実施している。</p> <p>音楽教育学については、2010 年 8 月本学大学院音楽教育学研究室主催で、東京学芸大学大学院・上越教育大学大学院などの教員及び大学院生と研究発表会を実施した。2011 年度は、8 月に開催された花園大学での日本音楽教育実践学会にて、本学教授による討論及び本学講師による研究発表を行い、定められた複数のテーマに沿って自由に論議を行う「ラウンドテーブル」に参加するなど、大学院修了生も交えて、研究交流を行った。音楽療法については、2011 年 6 月、本学客員教授が理事を務める「日本臨床音楽研究会」主催の特別講演にて、本学准教授が研究発表を行い、大学院生全員が出席し、様々な領域における臨床家も交えて意見交換・研究交流を行った。同年 7 月には、韓国ソウル市で開催された「世界音楽療法会議」（世界音楽療法連盟主催）にて、本学客員教授及び本学准教授が講演と研究発表を行い、大学院生全員が参加・聴講した。この会議では、学生フォーラムの機会も設けられ、各国の学生と文化交流・研究における情報交換を行った。これらの活動は一例であり、国内外を問わず、継続的に活発な研究交流活動を行っている。</p>	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)

【一層の改善が期待される事項 14】

	<p>以上のように、大学院研究科における国際化への対応と国際交流の推進については、器楽・声楽専攻において活発に行なわれていたが、作曲・音楽教育学・音楽学専攻においては、徐々にではあるが国内外の交流が実施されている。</p> <p>なお、音楽教育学・音楽療法・音楽学については、従来より<u>修士論文発表会</u>を実施している。現在は本学内専攻間のみでの発表会であるが、今後は、他の大学院の教員及び大学院生との教育研究交流の場として活用し、さらなる充実を目指す。</p>	(8)			
改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
14-(1) 日本・ポルトガル交流 2010 演奏会					
14-(2) インターンカレッジ・コンピューター音楽コンサート 2010・2011					
14-(3) 東洋音楽学会 2010・2011					
14-(4) 洗足学園音楽大学大学院音楽教育研究室主催 2010 年度 夏季勉強会					
14-(5) 日本音楽教育実践学会 第 16 回全国大会					
14-(6) 日本臨床音楽研究会 特別講演					
14-(7) The 13th World Congress of Music Therapy					
14-(8) 2010 年度修士論文合同発表会・2011 年度修士論文合同発表会					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

【一層の改善が期待される事項 15】

No	15	
種別	内 容	
基準項目	教育内容・方法 (4) 学位授与・課程修了の認定	
指摘事項	音楽研究科修士課程では、学位授与方針や、学位論文や修士論文に代わる修了演奏、修士副論文、修士作品の審査基準が学生に明示されていないので、大学院履修要項などに明示することが望まれる。	
評価当時の状況	<p>学位（修士）の授与方針、基準については、「洗足学園音楽大学大学院学則」第 27 条、および第 29 条において、所定の課程を修了し、かつ最終試験に合格したものに修士（音楽）の学位を授与すると規定し、要件として 2 年以上の在学、所定の教育課程に従い、30 単位以上を修得し、かつ修了演奏およびテクニカル・レポート、またはこれに代わる修士論文について最終試験、および審査に合格することを挙げている。</p> <p>学位審査については、修了演奏は公開の演奏会として実施し、5 名以上の大学院担当教員が審査を行っている。また、論文については研究科長が任命した主査、副査、レッスン担当教員、副論文担当教員などで評価を行っており、客観性、透明性を確保している。また、修了演奏およびテクニカル・レポート、修士論文ともに大学附属図書館にて保存・公開している。</p> <p>学位授与方針や修士論文等の審査基準の学生への明示については、履修要項等で学生に周知するには至っていないかった。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>学位授与方針や、学位論文や修士論文等の審査基準の学生への明示について、大学基準協会からの指摘を受け、改めて当該方針及び基準の見直しを行い、学長、研究科長、学部長、専攻科長、大学事務局長、申請業務室長等のメンバーにより検討を重ね、規程の原案を作成した。</p> <p><u>2010 年 11 月の大学院担当教員会議</u>において、「<u>洗足学園音楽大学大学院修士論文審査基準</u>」の審議を行い、翌 2011 年 1 月の大学院教授会において、同規程及び「<u>洗足学園音楽大学学位規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学大学院学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)</u>」「<u>洗足学園音楽大学大学院教育課程・実施方針(カリキュラム・ポリシー)</u>」等を審議・承認の上、規程の制定・改廃を行った。</p> <p>なお、「<u>洗足学園音楽大学大学院修士論文審査基準</u>」については、修士論文、修了演奏、修了作品及び修士副論文の審査基準に関して見直しを行い、規程として制定し、明確にした。</p> <p><u>2011 年度の大学院履修要項</u>に修士論文審査基準を明示し、<u>ホームページ</u>に学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、洗足学園音楽大学大学院教育課程・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を明記すると共に、周知を図った。</p> <p><u>2011 年 3 月及び 4 月の自己点検・評価委員会</u>にて、関連規程の整備状況を確認し、今後の大学院生の主体的な学修の推進のため、常に学生への明示を行っていくことを確認した。</p> <p>2012 年 5 月時点において、<u>大学院履修要項</u>及び<u>ホームページ</u>に上記の規程及び方針を明示している。</p>	(1) (2) (3) (4) (5) (6)
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	15-(1) 2010 年 11 月の大学院担当教員会議議事録 15-(2) 「 <u>洗足学園音楽大学大学院修士論文審査基準</u> 」 15-(3) 2011 年 1 月大学院教授会議事録 15-(4) 洗足学園音楽大学学位規程 15-(5) 洗足学園音楽大学大学院学位授与方針(ディプロマ・ポリシー) 15-(6) 洗足学園音楽大学大学院教育課程・実施方針(カリキュラム・ポリシー) 15-(7) 2011 年度 大学院履修要項 15-(8) ホームページ 掲載部分抜粋	(7) (8) (9) (10) (11)

【一層の改善が期待される事項 15】

15-(9) 2011年3月 自己点検・評価委員会議事録 抜粋

15-(10) 2011年4月 自己点検・評価委員会議事録 抜粋

15-(11) 2012年度大学院履修要項・抜粋、ホームページ掲載部分抜粋

<大学基準協会使用欄>

検討所見					
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5				

【一層の改善が期待される事項 16】

No	16
種 別	内 容
基準項目	学生の受け入れ
指摘事項	AO入試および推薦入試（内部推薦入試、指定校推薦入試）において、募集定員の2倍を超過する学生を入学させているので、改善が望まれる。
評価当時の状況	(必ず実現すべき改善事項) 1 学生の受け入れ 改善報告書に記載
評価後の状況	(必ず実現すべき改善事項) 1 学生の受け入れ 改善報告書に記載
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 (必ず実現すべき改善事項) 1 学生の受け入れ 改善報告書に添付	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

【一層の改善が期待される事項 17】

No	17 内 容
種 別	
基準項目	学生の受け入れ
指摘事項	「入試委員会」については規程が未整備であり、受け入れ方針の意思決定があいまいとなっているので、改善が望まれる。
評価当時の状況	(必ず実現すべき改善事項) 1 学生の受け入れ 改善報告書に記載
評価後の状況	(必ず実現すべき改善事項) 1 学生の受け入れ 改善報告書に記載
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 (必ず実現すべき改善事項) 1 学生の受け入れ 改善報告書に添付	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

【一層の改善が期待される事項 18】

No	内 容	
種 別	内 容	
基準項目	学生生活	
指摘事項	ハラスメントの防止に向けては、組織的な対応が十分とはいえないで、教職員を対象とした人権意識の啓発を十分に行い、ハラスメントに関する対応手順の明確化や、組織的な対応を行うための規程を整備するなど、改善が望まれる。	
評価当時の状況	<p>2006年9月に副学長以下11名からなる「セクシャル・ハラスメント対策委員会」を設置し、ハラスメントが発生した場合には、委員会を開催し対応策を速やかに検討すると共に、その防止に向けて様々な取り組みがなされてきた。</p> <p>具体的には、「セクシャル・ハラスメント防止ガイドライン」を規定し配布・周知しており、「セクシャル・ハラスメント加害者に対する処分の基準」も規定して大学としての厳然とした意思を明示していたが、アカデミック・ハラスメント、パワーハラスメント等の記載が無く、セクシャル・ハラスメントに止まっていたこと、ガイドラインに止まっていたことなど、組織的な対応が充分ではなかった。</p> <p>教職員を対象とした人権意識の啓発の一つとしては、毎年4月の教員説明会において、大学におけるハラスメント防止のための説明会を実施している。さらに、教職員に対しては、共通認識の下に教育研究活動に臨めるよう、講習会等を通じ、ハラスメントに関しての理解を求めると共に注意を喚起していた。</p> <p>しかし、ハラスメント防止に向けては端緒を開いたばかりであり、ハラスメント全般に関する対応手順の明確化や、組織的な対応をするための規程の整備など、改善が必要であった。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>ハラスメントの防止に向けて、教職員の啓発を次のように行った。</p> <p>ハラスメント防止委員会では、全教職員を対象にチェックシート形式の<u>アンケート調査を実施</u>し、<u>ハラスメントの理解について実態把握</u>を行なった。</p> <p>更に、この回答結果を教職員にフィードバックし、ハラスメントの事例を紹介するなど、ハラスメントに対する意識を高めることに努めた。</p> <p>2011年7月に学長、副学長、学部長及びAP(コース責任者)、関係事務部門責任者を対象として専門家によるハラスメント研修会を開催した。<u>2012年1月には対象者を全教職員まで拡大して実施</u>している。</p> <p>研修会直後のアンケートによれば、ハラスメントを身近な問題として捉えるようになったとの回答が多く、啓発を継続する必要性を<u>委員会として再確認</u>した。<u>2012年4月のハラスメント防止委員会</u>に於いて、2012年度の啓発活動等について審議し、研修会及びアンケートを実施することを決議した。</p> <p>ハラスメントに関する「苦情の申立」による問題が発生した場合は、「調停」(話し合いによる解決)及び「調査」という手順を明確にした。「調停」及び「調査」については、ハラスメント防止委員会、調査委員会、相談員、調停委員の役割及び夫々の関係について、後述の規程に細かく定めた。以上のことから、問題の発生から解決までの対応手順が明確にされた。</p> <p>2010年4月からは委員会名称を「セクシャル・ハラスメント対策委員会」から「ハラスメント防止委員会」と変更した。併せて常設委員会に位置づけ、教授会の下部機関として組織的な取り組みを開始した。</p> <p>また、2009年から検討を重ねてきた、「<u>ハラスメント防止規程</u>」を委員会の常設化に併せて2010年7月の教授会で制定した。</p>	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)

【一層の改善が期待される事項 18】

	<p>この規程の整備の中で、「<u>ハラスメント防止ガイドライン</u>」がセクシャル・ハラスメントに限定的な記述であったものを見直しアカデミック・ハラスメント（パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント）を加え、学校で発生し得るハラスメント事案の防止と対策に対応可能なものとし、「<u>ハラスメント防止ガイド</u>」を作成して配布し、周知に努めている。</p> <p>「ハラスメント防止規程」は、その趣旨の中でハラスメントが個人の人格と人権を侵す行為であり、これのない環境づくりに努めることが大学の責務と言及している。担当委員のハラスメントに対する理解と認識に変化が現れ、主となる活動はハラスメントの防止と排除にあり、このための啓発を継続して健全な学修環境を維持すること、及び良好な教育・研究活動が行える体制作りが命題となることを再確認するに至った。既に組織的な対応は整備されているが、更なる強化を促進していくこととしている。</p>	(10)			
		(11)			
改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
18-(1) ハラスメント・チェックシート(意識調査のお願い)					
18-(2) ハラスメント・チェックシート集計結果(抜粋)					
18-(3) 2011年度アカデミック・プロデューサー対象 ハラスメント防止のための勉強会					
18-(4) 2012年1月 ハラスメント防止研修会					
18-(5) 2011年7月 ハラスメント防止委員会議事録					
18-(6) 2012年4月 ハラスメント防止委員会議事録					
18-(7) 2011年度 ハラスメント防止委員会活動報告					
18-(8) ハラスメント防止規程					
18-(9) 2010年7月 教授会議事録					
18-(10) ハラスメント防止ガイドライン					
18-(11) ハラスメント防止ガイド (平成22年11月改正)					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

【一層の改善が期待される事項 19】

No	内 容	
種 別	内 容	
基準項目	研究環境	
指摘事項	「特別研究費」は 2004（平成 16）年度以降、申請が行われておらず、「研究支援制度」も十分に活用されていない点については、今後改善が望まれる。	
評価当時の状況	<p>本学では、学術振興を図る目的で「特別研究費」を設定している。これは専任教員の学術研究の内、著作として公表、または論文として学会誌に掲載することを目標とする者に対し、特に支援するもので、交付後 2 年以内に研究をまとめる事を条件に、1 件 50 万円若しくは 100 万円（各年度の交付限度額は 500 万円）交付する制度である。この制度がスタートした 1997 年度は、5 件の申請がなされ、所定の手続後、この 5 件に特別研究費予算総額 500 万円の 80%に相当する 400 万円が支給されたが、以後、年度毎に 1 件程度の申請となり、2004 年度以降は、申請が行われておらず、研究支援制度が十分に活用されていなかった。</p> <p>「研究支援制度」については、専任教員の研究・技術水準の向上と教育への反映を目的としており、授業の免除による集中研究支援制度・短期研究支援制度の 2 種類を設けている。集中研究は、研究期間 1 年以内で経費として 150 万円を上限として助成し、短期研究は、研究期間 2 ヶ月以内で 50 万円（1 件当たり）を上限として助成している。制度発足から 2004 年度迄の 7 年間では、長期・短期あわせて 10 件の申請が有り、成果が挙げられていたが、この制度の利用者も減っており、2005 年度～2007 年度は、1 件のみの申請・支給であった。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>自己点検評価を行う過程において、「特別研究費」の利用について、早急に対応を考えなければならないことを認識し、①「著作として公表し、又は論文として学会誌に掲載することを目標とするものに対して交付する」という、演奏以外を主とした制度内容が、本学教員の研究に合致していないのか、②周知が徹底されていないのか等の問題点を分析し、活性化の方策を検討した。また、「研究支援制度」についても、特別研究費同様、利用が減っている事について、早急に対応を考えなければならないとの結論に至った。</p> <p>「研究支援制度」については、専任教員の研究・技術水準の向上と教育への反映を目的としており、一定の研究期間に対して助成を行っていたが、学術振興を活性化させるため、「特別研究費」に、その目的・対象者・期間・金額等の項目を移行して、教員が活用し易い規程とするための改正を行い、「研究支援制度」そのものについては廃止した。</p> <p>また、「特別研究費」については、2009 年度より対象者を非常勤講師を含む全教員に広げると共に、対象研究範囲も CD 製作等までカバーすることとした。更には、教員の海外研究費用を支援できるように改定をした。</p> <p>以上の制度の見直しにより、<u>2010 年度は活発な「特別研究費」の申請が行われ、5 件（特定の研究課題 5 件）の申請に対し 280 万円が支給され、2011 年は 5 件（特定の研究課題 3 件、作品発表 1 件、演奏会 1 件）の教員グループ（計 14 名）の申請に対し、300 万円の支給が承認されている。</u></p> <p><u>2010 年度、2011 年度は報告書の提出を受け、研究活動の成果について研究費審査委員会にて報告されている。2012 年度における特別研究費の公募については告知し、11 件の申請に対し、5 件が採択されている。今後も積極的な「特別研究費」の申請が行われるよう、本制度の周知を徹底していくこととし、研究環境についての整備を推進していく。</u></p>	(1) (2) (3)
改善状況を示す具体的な根拠・データ等		(4) (5) (6)
19-(1)洗足学園音楽大学特別研究費規程 19-(2)2010 年度特別研究費申請一覧表		

【一層の改善が期待される事項 19】

- | |
|----------------------------------|
| 19-(3) 2011 年度特別研究費申請一覧表 |
| 19-(4) 2010 年度研究報告書・2011 年度研究報告書 |
| 19-(5) 2012 年度特別研究費交付の申請について |
| 19-(6) 2012 年度特別研究費採択状況 |

<大学基準協会使用欄>

検討所見					
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5				

【一層の改善が期待される事項 20】

No	内 容	
種 別	内 容	根拠資料
基準項目	研究環境	
指摘事項	提出された資料によると、専任教員の研究活動において、ほとんど業績がない、もしくは全く業績のない教員が見られるので、研究活動を活性化させるよう改善が望まれる。	
評価当時の状況	<p>本学教員の研究活動は、音楽の創作や演奏等の実技領域と、音楽或いは関連諸分野における学術的研究という、二つの異なる形態を併せ持ち、実技領域では、作品（作曲/編曲）・CD・演奏会が、学術的研究では、著書・学術論文が主な発表方法となっている。</p> <p>本学は、「主体的な学修（アクティブラーニング）の推進」「実践（演奏、合奏）中心の学修」を教育目標としており、多くの教員は自ら模範となるべく、演奏会で奏法研究の成果発表を行っている。</p> <p>大半の教員は、活発な演奏活動、学会活動を実施しており、過去5年間に最も多い者で、著書・論文では20件、演奏会では50回発表している。研究活動は活発に行っていたものの、研究業績として報告・提出していない教員がおり、結果として、基礎データとして提出した「教員業績」中に、ほとんど業績がない、もしくは全く業績のない教員が見られるようになっていた。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>2010年に教員研究業績委員会規程を整備し、同年教授会に於いて、学長より教員研究業績の暫定基準として、直近5年間の研究活動業績10件以上を専任教員の資格の目安としていることが報告された。教員研究業績委員会に於いて、特に学術的研究領域での研究活動を活性化させる取り組みを計画した。</p> <p>著書・学術論文での発表を支援するために、2010年9月及び10月に論文執筆指導のためのガイダンスを開くなど個別支援体制を整備した。</p> <p>また、2011年度は教員の自己啓発並びに相互啓発を目的に、学術的研究発表の場として学内学会「洗足音楽表現教育研究会」(SeMEES)を設立して、同年9月第1回フォーラムを開催し、計17名の専任教員が口頭発表し、その成果について教授会で報告された。</p> <p>上記の取り組みの他、実技領域においての活発な演奏活動及び業績の無い或いは少ない専任教員宛に、教員研究業績書の作成方法・記載方法についての個別のアドバイスを行った結果、研究業績の無い或いは少ない教員の問題は解消されつつある。また、2009年度申請時の平均的な研究発表件数が17.3件であったことに対し、2010年度では30.8件と、12.3件の増加となった。2011年度では41.7件で、2009年度比24.4件と大幅に増加している。</p> <p>今後もさらなる教員研究業績を取り纏め整備し、活動の活発化を目指し、全学的な取り組みを継続する。</p>	(1)(2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	20-(1)教員研究業績委員会規程 20-(2)2010年7月 教授会議事録 20-(3)2010年8月 教員研究業績検討委員会議事録 20-(4)論文執筆指導のためのガイダンス・論文及び「その他執筆物」作成のヒント 20-(5)第1回 SeMEES フォーラムプログラム 20-(6)2011年9月 教授会議事録 20-(7)教員研究業績提出状況 20-(8)2011年度 第4回 教員研究業績委員会 議事録	
<大学基準協会使用欄>		
検討所見		

【一層の改善が期待される事項 20】

改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

【一層の改善が期待される事項 21】

No	21			
種別	内 容			
基準項目	教員組織			
指摘事項	専任教員の担当授業数に偏りが見られ、一部の教員の負担が過重となっている（『大学基礎データ』表 20、22）ことから、改善が望まれる。			
評価当時の状況	2008 年度の専任教員担当授業時間数は下記表 1 のとおりであり、専任教員の年間毎週授業時間が 1.6 から 34.8 までの幅があった。			
<表 1> 2008 年度 専任教員の担当授業時間				
教員区分	教授	准教授	講師	備考
最高	29.3 授業時間	34.8 授業時間	19.5 授業時間	講義・演習 1 授業時間 45 分 実技 1 授業時間 60 分
最低	1.6 授業時間	3.3 授業時間	15.7 授業時間	
平均	15.0 授業時間	16.3 授業時間	17.6 授業時間	
(2009 年度「大学評価」申請用大学基礎データ 表 22)				
専任教員の担当授業時間分布については、下記表 2 のとおりであり、10 授業時間未満が 11 名、10～20 授業時間未満が 35 名、20～30 授業時間未満が 14 名、30 授業時間以上が 1 名であった。				
<表 2> 2008 年度 専任教員の担当授業時間分布表				
教員区分	教授	准教授	講師	備考
0～10 授業時間未満	9	2	0	講義・演習 1 授業時間 45 分 実技 1 授業時間 60 分 教授：学長を除く
10～20 授業時間未満	18	15	2	
20～30 授業時間未満	10	4	0	
30 授業時間以上	0	1	0	
(2009 年度「大学評価」申請用大学基礎データ 表 20 教員個別表より抽出)				
種別	内 容			
評価後の状況	2011 年度専任教員に対して、過重な授業時間数（週 30 時間）を超える教員については、講座・演習配当に於いて調整を行い、表 3 の通り、2008 年度最高 34.8 時間が 2011 年度 32.4 時間となり、若干であるが偏りが改善されている。			
<表 3> 2011 年度 専任教員の担当授業時間				
教員区分	教授	准教授	講師	備考
最高	32.4 授業時間	22.7 授業時間	15.7 授業時間	講義・演習 1 授業時間 45 分 実技 1 授業時間 60 分
最低	2.2 授業時間	4.1 授業時間	15.7 授業時間	
平均	14.1 授業時間	13.9 授業時間	15.7 授業時間	
(2011 年度「大学評価」申請用大学基礎データ 表 3)				
2010 年度及び 2011 年度専任教員の担当授業数に関して、個々の担当時間数について一つずつ見直しを行い、学長、研究科長、学部長、専攻科長、大学事務局長、申請業務室長等で構成されるワーキンググループにて原因分析を実施した。 (1)				
専任教員の担当授業時間数の実態については、2010 年度最低 0～最高 35.5 まで幅があり、2011 年度は 2.2～32.4 までの幅があった。教員間の担当授業時間数（最高－最低）の偏りは、2008 年度 33.2 時間、2010 年度 35.5 時間、2011 年度 30.2 時間と、是正の傾向が見えつつあった。				

【一層の改善が期待される事項 21】

担当授業時間数が 20 時間以上の専任教員についても、表 4 の通り、2008 年度 15 名から 2011 年度 14 名に減った。

＜表 4＞ 2011 年度 専任教員の担当授業時間分布表

教員区分	教授	准教授	講師	備考
0~10 授業時間未満	15	6	0	講義・演習 1 授業時間 45 分
10~20 授業時間未満	13	11	1	実技 1 授業時間 60 分
20~30 授業時間未満	9	4	0	
30 授業時間以上	1	0	0	教授：学長を除く

(2011 年度「大学評価」申請用大学基礎データ 表 1 教員個別表より抽出)

2012 年度の専任教員の担当授業時間数は、最低 2.5 から最高 29.4 までの幅があり、教員間の担当授業時間数(最高ー最低)の偏りは 26.9 時間と改善されている。

＜表 5＞ 2012 年度 専任教員の担当授業時間

教員区分	教授	准教授	講師	備考
最高	29.4 授業時間	22.6 授業時間	16.5 授業時間	講義・演習 1 授業時間 45 分
最低	2.5 授業時間	4.2 授業時間	16.5 授業時間	実技 1 授業時間 60 分
平均	13.1 授業時間	12.6 授業時間	16.5 授業時間	

(2012 年度「大学評価」申請用大学基礎データ 表 3)

2012 年度の担当授業時間数が 20 時間以上の専任教員は、表 6 の通り 9 名と改善され、30 時間を超える教員の偏りも解消された。

＜表 6＞ 2012 年度 専任教員の担当授業時間分布表

教員区分	教授	准教授	講師	備考
0~10 授業時間未満	17	10	0	講義・演習 1 授業時間 45 分
10~20 授業時間未満	17	7	1	実技 1 授業時間 60 分
20~30 授業時間未満	6	3	0	
30 授業時間以上	0	0	0	教授：学長を除く

(2012 年度「大学評価」申請用大学基礎データ 表 1 教員個別表より抽出)

改善状況を示す具体的な根拠・データ等

21-(1) 専任教員年間平均毎週授業時間数推移表 2008・2010・2011(基礎データ：教員個別表より抽出)

21-(2) 大学基礎データ 2012 ※別添

<大学基準協会使用欄>

検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

【一層の改善が期待される事項 22】

No	内 容	
種 別	内 容	根拠資料
基準項目	教員組織	
指摘事項	専任教員数 61 名に対して兼任教員（非常勤教員等）が 10 倍強の 642 名であり、主要委員会への出席など兼任教員にも専任教員と変わらない負担を課している点は、改善が望まれる。	
評価当時の状況	<p>本学の教員組織は、大学設置基準における基準専任教員数 37 名を超える専任教員 61 名（学長 1 名を除く）と、その 10 倍強に当たる 642 名の兼任教員により構成されている。</p> <p>教員間における連絡調整は、教授会以外に、教授会が承認した各種委員会と、各コース教員部会にて行っている。</p> <p>委員会の一つである「代表者会」は、校務に関する事項の実質的な審議、情報交換・意見交換を行う事を目的としており、毎月開催している。メンバーは、学部長を筆頭として、各コースの代表者および教職課程、管弦楽等主要カリキュラム、アカデミック・アドバイザー、FD 委員会等学内主要施策の代表者計 55 名（専任 37 名・兼任 18 名）となっている。</p> <p>この代表者会で審議・決定された事項は、教員室に議事録として備え付けており、出席していない教員も自由に閲覧可能としている。これにより、各コース教員部会においても代表者が議題として採り上げる等、情報共有化を図っている。</p> <p>その他、委員会としては、FD 委員会、教務委員会等全学的な委員会の他、室内楽委員会、管弦楽委員会等演奏授業に関する個別委員会を設置している。この各委員会は、各々の授業を更に充実、発展させていく事を目的としており、専任・兼任問わず、活発な検討の場となっている。</p> <p>本学の教育課程において中心となる専門教育的科目においては専任教員を配置し、専門教育的科目・教養教育的科目においては、幅広い分野をカバーするため、兼任教員を登用しており、結果として兼任教員数が多く、授業を更に充実・発展させていく為に、兼任教員にも主要委員会への参加を促していた。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>2011 年度より、専任・兼任問わず行っていた<u>委員会の組織</u>を専任教員の運営に変更し、兼任教員を対象から外した。その結果、兼任教員に専任教員と変わらない負担を課していた問題について改善されつつある。</p> <p>2008 年度、校務に関する事項の実質的な審議及び学内主要組織間の情報交換・意見交換を目的に開催し、兼任教員 18 名が参加し、構成比率が約 3 割を占めていた「代表者会」については<u>2010 年度を以って廃止</u>し、代表者会の目的・審議事項は「教授会」へと引継がれた。なお、<u>2011 年度の教授会には 17 名兼任教員が参加しているが、構成員という位置付けではなく、陪席としての参加を促している。</u></p> <p>兼任教員が教授会の陪席または委員会の構成員となっている場合については、将来専任教員への登用を視野とする限られた兼任教員であり、教授会・委員会への取組についても情報の交換・共有の目的にて参加する方針としている。</p> <p>委員会等の構成員となっている兼任教員については、<u>2009 年度 35 名、2010 年度 34 名、2011 年度 23 名、2012 年度 22 名と、2009 年度以降年々減少</u>し、兼任教員に専任教員と変わらない負担を課すことについては、質・量ともに改善されている。</p>	(1) (2) (1) (3)

【一層の改善が期待される事項 22】

改善状況を示す具体的な根拠・データ等

22-(1) 2011年度 教授会・委員会メンバー

22-(2) 2011年2月 代表者会議事録・2011年度教授会・委員会等組織

22-(3) 2009年度～2012年度教授会及び各種委員会における専兼比率推移表

<大学基準協会使用欄>

検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

【一層の改善が期待される事項 23】

No	23
種別	内 容
基準項目	教員組織
指摘事項	大学院担当教員の任用時の選考基準とは別に、大学院担当教員の研究指導資格の有無を判断する資格基準を明示した規程を整備することが望まれる。
評価当時の状況	<p>研究指導教員または研究指導補助教員は、全員、「アカデミック・マネージャー」を担当する能力を持った教員を学部専任教員の中から任命しており、候補者については、基本的には、学部に所属する教員の中から選考していた。</p> <p>教員の任免・昇格については、「洗足学園音楽大学大学院人事委員会規程」に定められた手続に則り進められており、大学院の研究指導資格については、審査、候補者の審議を行い、学長が最終決定していた。</p> <p>その選考基準については、「洗足学園音楽大学大学院担当教員の選考基準」に規定しており、研究・教育上の業績、及び人格が優れていること、かつ担当する専門分野に関し、教育研究上優れた業績と指導能力があると認められることが条件となっている。</p> <p>ただし、選考基準に於いても、教育活動よりも演奏活動にやや重きを置いており、その重きを置いている演奏活動についても明確な基準を設けていなかった。</p> <p>従って、「教員研究業績検討委員会」に於いて、大学院担当教員の基準・定義についても、明確な基準を設ける予定であった。</p>
種別	内 容
評価後の状況	<p>大学及び大学院の人事については、大学基準協会からの指摘を受け、改めて当該方針及び基準の見直しを行い、学長、研究科長、学部長、専攻科長、大学事務局長、申請業務室長等のメンバーにより検討を重ね、規程の原案を作成した。</p> <p>具体的には、教員人事について教員、教員の職務及び教員の任用形態等について考え方を整理し、人事委員会についても組織、会議、会議成立の要件、審議及び議決等について検討した。大学と同様に、専任教員の選考、専任教員審査の基準及び専任教員任期更新審査の基準についても資格・審査について検討し、研究指導教員及び研究指導補助教員の選考については、資格・審査について明示化を検討し、審査の基準について教員審査の領域、教育活動の審査項目、研究業績の審査項目及び審査基準の整備を行った。</p> <p>その結果、2010年7月大学院教授会において、「洗足学園音楽大学教員人事規程」「洗足学園音楽大学大学院人事委員会規程」「洗足学園音楽大学大学院専任教員選考規程」「洗足学園音楽大学大学院専任教員審査基準」「洗足学園音楽大学大学院専任教員の任期更新審査基準」「洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員選考規程」「洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員審査基準」が審議・承認され、規程の制定・改廃を行った。</p> <p>2011年2月大学院人事委員会及び同年3月の大学院教授会において、「洗足学園音楽大学大学院専任教員審査基準」「洗足学園音楽大学大学院専任教員の任期更新審査基準」「洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員審査基準」について再度検討の上、規程を改正した。2011年度及び2012年度の研究指導教員及び研究指導補助教員の選考については、改正された審査基準に基づいて審議・決定するなど、規程に沿った運用がされている。</p> <p>2011年4月以降、制定された規程を規程集として取り纏め、学長室、副学長室、研究科長室、学部長室及び教員室等に据え置きし、周知徹底を図っている。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
23-(1) 2010年7月教授会議事録	(1) (2)
23-(2) 洗足学園音楽大学教員人事規程	(3) (4)
23-(3) 洗足学園音楽大学大学院人事委員会規程	(5) (6)
	(7) (8)
	(9) (10)
	(11) (12)
	(13)
	(14)
	(15)
	(16)

【一層の改善が期待される事項 23】

- 23-(4) 洗足学園音楽大学大学院専任教員選考規程
- 23-(5) 洗足学園音楽大学大学院専任教員審査基準
- 23-(6) 洗足学園音楽大学大学院専任教員の任期更新審査基準
- 23-(7) 洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員選考規程
- 23-(8) 洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員審査基準
- 23-(9) 2011年2月大学院人事委員会 議事録
- 23-(10) 2011年3月大学院教授会 議事録
- 23-(11) 洗足学園音楽大学大学院専任教員審査基準
- 23-(12) 洗足学園音楽大学大学院専任教員の任期更新審査基準
- 23-(13) 洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員審査基準
- 23-(14) 2011年2月大学院教授会議事録・2011年度研究指導教員及び研究指導補助教員の選考について
- 23-(15) 2012年2月大学院教授会議事録・2012年度研究指導教員及び研究指導補助教員の選考について
- 23-(16) 洗足学園音楽大学規程集 ※別添

<大学基準協会使用欄>

検討所見					
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5				

【一層の改善が期待される事項 24】

No	24																									
種別	内 容																									
基準項目	教員組織																									
指摘事項	教員の年齢構成については、51～60歳の割合が45.2%と高いので、全体的なバランスを保つよう、今後の教員採用計画などにおいて、改善が望まれる。																									
評価当時の状況	<p>2008年5月1日現在の専任教員の年齢構成は、表1の通りであった。</p> <p><表1 専任教員の年齢別構成比></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61歳以上</td> <td>13</td> <td>21.0%</td> </tr> <tr> <td>51歳～60歳</td> <td>28</td> <td>45.2%</td> </tr> <tr> <td>41歳～50歳</td> <td>18</td> <td>29.0%</td> </tr> <tr> <td>31歳～40歳</td> <td>3</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>専任教員は40・50代（41歳から60歳）が全体の7割強（62名の内46名、構成比74.2%）を占めている。一番高い構成率となっている56～60歳で24.2%、61歳以上は21%であった。</p> <p>教員の募集・採用については、公募制、推薦制と方法を2本立てにすることで、ベテランの演奏家と有能な若手の双方を幅広く採用することが可能となっていたが、採用実績を見ると、過去に公募を実施したコースは限定的であり、結果的に年齢構成バランスが崩れ、若干高齢化が進んだ形となっていた。</p>		人数	比率	61歳以上	13	21.0%	51歳～60歳	28	45.2%	41歳～50歳	18	29.0%	31歳～40歳	3	4.8%	計	62	100.0%							
	人数	比率																								
61歳以上	13	21.0%																								
51歳～60歳	28	45.2%																								
41歳～50歳	18	29.0%																								
31歳～40歳	3	4.8%																								
計	62	100.0%																								
種別	内 容	根拠資料																								
評価後の状況	<p><u>2011年11月の人事委員会</u>にて、毎年3名程度の40歳以下若手教員の積極的な採用及び60歳以上の自然減も勘案する<u>5年の採用計画</u>を作成し、各年代の全体に占める割合を30%を超えないように申し合わせた。</p> <p><u>任期1年の契約専任教員の制度</u>を含めた<u>教員人事制度</u>を見直し規程を改正し、<u>契約専任教員</u>を任期4年間の教員である<u>任期制教員</u>と任期1年間の<u>特任教員</u>とに分類した。 <u>2011年度から51名を特任教員から任期制教員に登用して任期を明確にするとともに、50歳超の特任教員8名に対しては、客員教授の任用とした。</u></p> <p>2011年5月1日現在の専任教員の年齢構成は、表2の通りである。</p> <p><表2 専任教員の年齢別構成比></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数</th> <th>比率</th> <th>2008年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61歳以上</td> <td>15</td> <td>25.0%</td> <td>+4.0%</td> </tr> <tr> <td>51歳～60歳</td> <td>26</td> <td>43.3%</td> <td>-1.9%</td> </tr> <tr> <td>41歳～50歳</td> <td>14</td> <td>23.3%</td> <td>-5.7%</td> </tr> <tr> <td>31歳～40歳</td> <td>5</td> <td>8.3%</td> <td>+3.5%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>60</td> <td>100.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>50歳以下の採用に努め、若手教員の積極採用の結果、51歳～60歳において43.3%となり、2008年度比1.9%改善され、40歳以下の比率が8.3%と増加し、改善されてきている。</p> <p>なお、<u>2011年度人事委員会・教授会</u>において2012年度の専任教員の人事が承認され、</p>		人数	比率	2008年度比	61歳以上	15	25.0%	+4.0%	51歳～60歳	26	43.3%	-1.9%	41歳～50歳	14	23.3%	-5.7%	31歳～40歳	5	8.3%	+3.5%	計	60	100.0%		(1) (2) (3)(4) (5) (6) (7)
	人数	比率	2008年度比																							
61歳以上	15	25.0%	+4.0%																							
51歳～60歳	26	43.3%	-1.9%																							
41歳～50歳	14	23.3%	-5.7%																							
31歳～40歳	5	8.3%	+3.5%																							
計	60	100.0%																								

【一層の改善が期待される事項 24】

	<p>60歳以上の専任教員3名が退任により減少し、50歳代2名、40歳代2名の教員が昇格するなど、今後も年齢構成の全体的なバランスを改善していき、採用計画を遵守していく。</p> <p><u>2012年5月1日現在の専任教員の年齢構成は、表3の通りである。</u></p> <p><表3 専任教員の年齢別構成比></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>人数</th><th>比率</th><th>2008年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61歳以上</td><td>15</td><td>24.6%</td><td>+3.6%</td></tr> <tr> <td>51歳～60歳</td><td>29</td><td>47.5%</td><td>+2.3%</td></tr> <tr> <td>41歳～50歳</td><td>14</td><td>23.0%</td><td>-6.0%</td></tr> <tr> <td>31歳～40歳</td><td>3</td><td>4.9%</td><td>+0.1%</td></tr> <tr> <td>計</td><td>61</td><td>100.0%</td><td></td></tr> </tbody> </table>		人数	比率	2008年度比	61歳以上	15	24.6%	+3.6%	51歳～60歳	29	47.5%	+2.3%	41歳～50歳	14	23.0%	-6.0%	31歳～40歳	3	4.9%	+0.1%	計	61	100.0%		(8)
	人数	比率	2008年度比																							
61歳以上	15	24.6%	+3.6%																							
51歳～60歳	29	47.5%	+2.3%																							
41歳～50歳	14	23.0%	-6.0%																							
31歳～40歳	3	4.9%	+0.1%																							
計	61	100.0%																								
改善状況を示す具体的な根拠・データ等																										
24-(1)2011年11月人事委員会議事録																										
24-(2)人事委員会資料：議案4 2011-2015年齢構成推移																										
24-(3)2010年7月人事委員会議事録・洗足学園音楽大学教員人事規程																										
24-(4)2010年10月教授会議事録：「新しい教員組織について」・教員組織																										
24-(5)2011年2月教授会議事録：教員の人事について																										
24-(6)2011大学基礎データ様式3 表2																										
24-(7)2012年1月教授会議事録：教員人事																										
24-(8)大学基礎データ 2012 ※別添																										
<大学基準協会使用欄>																										
検討所見																										
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5																					

【一層の改善が期待される事項 25】

No	25
種 別	内 容
基準項目	事務組織
指摘事項	法人組織も含め、専任の常勤職員の人数が 19 人と少なく、うち 14 人が管理職である。また、100%出資の子会社からの派遣職員が大部分である非専任職員が 150 人と多く、組織構成における人的バランスに欠けているので、改善が望まれる。
評価当時の状況	2008 年 5 月 1 日現在の事務組織体制における常勤職員の内訳は、法人業務系を含め専任職員 19 名、常勤嘱託職員 11 名、派遣職員 67 名と、表 1 のとおり、組織構成における人的バランスには欠けていた。

表 1 事務組織(2009 年度認証評価申請時添付資料：大学基礎データ表 19-5)

部 署 名	専任職員		常勤嘱託職員	兼務職員	派遣職員	その他	計	
		うち管理職						
法人業務系	総務	2	1	0	0	5	0	7
	人事	1	1	0	0	4	0	5
	経理・会計	1	1	0	0	4	0	5
	管理	0	0	0	0	3	0	3
	計	4	3	0	0	16	0	20
大学業務系	学事部	1	1	3	3	6	0	13
	学生センター	5	5	3	7	18	0	33
	総合業務部	1	1	2	25	7	0	35
	演奏部	1	0	0	14	5	0	20
	アンサンブル・シティ・オフィス	2	1	0	14	4	0	20
	情報技術企画室	1	0	2	0	1	0	4
	横浜キャンパス	1	0	0	9	4	0	14
	入試センター	3	3	1	0	6	0	10
	計	15	11	11	72	51	0	149
合 計		19	14	11	72	67	0	169

しかし、派遣職員 67 名のうち 63 名は学園が 100%出資する子会社からの派遣であった。当該子会社は常用雇用型であり、63 名中 50 名は子会社において正社員として雇用されたうえで大学に派遣されているため、実務経験豊富な人材を受け入れていた。

また、これら派遣職員及び一部の非常勤職員も SD の対象であり、学内の集合研修のほか、「資格取得・能力開発支援制度」により、外部研修の機会を設けるなど、能力向上に努めていた。

種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	2011 年 5 月現在、法人組織も含め専任の常勤職員は、2008 年 5 月比 5 名増加の 24 名である。また、非専任職員は 163 名で、その構成比率は 87% となり、若干ではあるが改善された。2012 年度も引き続き人的バランスの改善に努めているが、管理職職員 2 名の急な退職や、学園子会社からの派遣職員のうち育児休職から 6 名が復職する等の要因により、その構成比率は 88% に留まっている。	(1) (2) (3)
	2010 年 8 月及び 2011 年 9 月に大学事務組織の変更を行った。管理運営体制の強化のため、管理運営を統括する事務局長室を新たに設置し、自己点検・評価に関する事項、各種申請・報告に関する事項、教授会等全体会議に関する事項を事務分掌とした。また、管理運営を補佐する申請業務室も新たに設置し、学則に関する事項、規程の制定改廃に関する事項、大学設置等の認可申請・届出に関する事項を事務分掌とし、両部門を設置することにより業務改善を着実に実行していく基盤を整備した。この組織	(4)

【一層の改善が期待される事項 25】

<p>変更により、各部門の職務内容がより明確になり、少数の管理職の統括のもとでの派遣職員による業務遂行が容易になった。</p>	
<p>例えば、事例のひとつとして、「必ず改善」の指摘を受けていた「図書・電子媒体等」の教育・研究上必要な資料の体系的な整備を恒常的に行う体制の整備の一環として、2010 年度から、情報リテラシー教育の拠点としての機能を強化するため、図書館とメディアセンターを統合し、一体的な取組体制により業務改善を着実に実行していく基盤を整えた。</p>	(5)
<p>また、「事務組織」評価結果の総評で助言を受けていた、国際交流のニーズに応える専門部門として、<u>「国際化業務推進サポートチーム」</u>を学務部内に発足させ、教員の招聘、学生の留学などを取扱うこととした。</p>	
<p>派遣職員による業務が多岐に亘るため、対象業務の継続性を担保するため派遣職員を含めた SD に注力し、<u>定期的な研修機会</u>を設けている。具体的には、着任 1~3 カ月後に新任職員研修を、約 1 年後にビジネスマナー研修を実施しているほか、様々なテーマで行うステップアップ研修を実施している。</p>	(6)
<p>例えば、2011 年 12 月に外部講師を招聘し開催したストレスマネジメントに関する集合研修に 34 名、ビジネスマナーに関する研修に 11 名が受講している。</p>	(7)
<p>また、PC スキル向上など、個々の資格取得をバックアップする学内公募の<u>資格取得・能力開発支援制度</u>も継続して実施することで、職員の能力向上に努めている。この外部研修については毎年 2 回受講者を募集しているが、2011 年度は 7 月に 6 名、2 月に 5 名の応募があり、各職員がこの制度を積極的に利用している。この<u>制度の実績</u>としては、派遣職員 72 名中 56% に相当する 40 名(1 回利用 23 名／2 回利用 10 名／3 回利用 7 名)、 延べ人数 64 名が利用している。</p>	(8)
<p>更に、学園子会社からの派遣職員の育児休職取得社員数は実人数 15 名(1 回取得 9 名／2 回取得 6 名)であり、2012 年度にも 2 名(1 回取得 1 名／2 回取得 1 名)が取得予定である。</p>	
<p>近年のこれらの数字は、福利厚生制度の充実化、事務組織改変による各部門の業務明確化、SD 活動等の様々なサポート体制が整備されたことを示している。</p>	
<p>現状学園職員と子会社の雇用条件が異なるため、派遣職員全員が学園の専任職員として転籍することはすぐには困難である。しかしながら、派遣職員の業務・研修などは、専任職員と同等の環境整備を心掛けている。</p>	
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p>	
25-(1) 2011 大学基礎データ 様式 3 表 34	
25-(2) 2008 大学基礎データ 表 19-5	
25-(3) 大学基礎データ 2012 ※別添	
25-(4) 学校法人洗足学園の事務分掌に関する規程(改正平成 22 年 8 月 23 日版)	
25-(5) 国際化業務サポートチーム創設の件	
25-(6) 2011 年度事務職員研修について	
25-(7) 2011 年度資格取得・能力開発制度対象資格	
25-(8) 2006 年～2011 年 「資格取得・能力開発支援制度」受講状況	
<p><大学基準協会使用欄></p>	
検討所見	

【一層の改善が期待される事項 25】

改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

【一層の改善が期待される事項 26】

No	内 容	
種 別	内 容	
基準項目	管理運営	
指摘事項	学長の権限内容について規定されていないので、改善が望まれる。	
評価当時の状況	<p>学長権限については、学校教育法第 92 条第 3 項「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する」の通り、大学運営全般を統括する権限を有する。また、学則第 60 条の規程には、「学長は教授会を招集してその議長となる」ことが明記されている。</p> <p>教学部門における重要事項の審議は教授会が行い、学部長が執行機能を担っており、学長はそれらを包括的に統括する権限を有することになる。なお、教員の任免については、学則第 62 条において「教員の任免は人事委員会に諮り、学長がこれを決定し、理事会の承認を得るものとする」と定められており、最終的には学長が決定するものの、人事委員会への諮問、理事会の承認を得るなどのチェック機能を組み込み、適切性の確保に努めている。</p> <p>学長は学校教育法の定める権限に従って、大学、および大学院研究科の教育研究活動に関し、権限の行使を適切に行ってはいたが、前述のように、学則第 60 条で教授会の招集・議長、同 62 条で教員の任免の権限について既定しているものの、役割や権限を明示した規程は無く、学長は全学的な意思決定者、副学長、副学長補佐は学長を補佐し、重要な委員会等を通じて学長の代行を務め、学部長は教務責任者、研究科長は大学院の教務責任者として、運用していた。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>学長を含めた教員の人事に関する規程、学長権限内容に関する諸規程について整備したが、具体的な経緯は下記のとおりである。</p> <p>大学基準協会の指摘を受け、自己点検・評価を行う過程で、意思決定のプロセス、教学の決裁権限などが不透明であり、透明性・適切性確保のためにも、学長、副学長、学長補佐、研究科長、学部長の役割、権限、任命者を明示する規程の整備が急務であるとの認識に至った。学長、研究科長、学部長、専攻科長、大学事務局長、申請業務室長等のメンバーにより検討を重ね、規程の原案を作成した。</p> <p>2010 年 4 月に「<u>洗足学園音楽大学教員人事規程</u>」を制定し、学長、副学長、研究科長、学部長、学長補佐、学長付、専攻科長、教授、准教授、講師、助教、助手の職務を明確にした。</p> <p>教員の選考の時期、基準、任期、選考等については、「<u>洗足学園音楽大学副学長規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学学長補佐規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学大学院音楽研究科長選任規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学音楽学部長選任規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学音楽専攻科長規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学学長付規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学人事委員会規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学教員の任期に関する規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学専任教員選考規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学専任教員審査基準</u>」「<u>洗足学園音楽大学専任教員の任期更新審査基準</u>」「<u>洗足学園音楽大学大学院人事委員会規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学大学院専任教員選考規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学大学院専任教員審査基準</u>」「<u>洗足学園音楽大学大学院専任教員の任期更新審査基準</u>」「<u>洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員選考規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学客員教員選考規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学名誉教授規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学名誉客員教授規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館長選任規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書副館長規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学打楽器研究所長規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学音楽療法研究所長規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学現代邦楽研究所長規程</u>」「<u>洗足学園音楽大学教職センター長規程</u>」を 2010 年度に制定し、学長の権限について明文化とともに、人事関係の規程を整備している。</p> <p>同時期に制定された「<u>洗足学園音楽大学長選任規程</u>」においては、選考の時期、選考の基準、学長の任期、学長選考委員会、学内公示、学長候補者の選考、学長の選任、審議の公表、学長の代行、事務の所管、規程の改廃について制定・改正し、より明確</p>	(1) (2)～ (27) (28)

【一層の改善が期待される事項 26】

	<p>にしている。</p> <p>以上のように学長の権限内容については、各規程にて規定及び明示されることにより明確になっている。学長は、教学組織としての代表者であること並びに教育研究の最高責任者であり、大学院及び大学の教育研究活動に関し適切に権限を行使している。</p>	
改善状況を示す具体的な根拠・データ等		
<大学基準協会使用欄>		
検討所見		
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5	

【一層の改善が期待される事項 27】

No	内 容	
種 別	内 容	
基準項目	財務	
指摘事項	入学者数を抑制する計画があることから、学生生徒等納付金収入以外の収入の確保と、経費削減の対策を立てることが望まれる。	
評価当時の状況	<p>教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤については、確立されつつあると考える。消費収支計算書関係比率については人件費比率が45~50%前後となっており、管理経費比率がやや高いものの、基本的に収支バランスは良好である。その結果、2003年度~2007年度のうち、特殊要因があった2007年度以外では帰属収支差額比率がプラスとなるなど、安定した収支構造が確立されている。貸借対照表関係比率については自己資金構成比率が94.2%と良好な水準である他、借入金がないため、総負債比率が5.8%と低い水準に収まっており、教育研究領域の拡大に伴う施設・設備の整備に向け、相応の余力がある状態となっている。</p> <p>消費収支計算書関係比率に関して、人件費比率については、全国平均対比3ポイント、消費収支比率については14ポイント程度低い水準であり、基本的に収支バランスは良好となっている。教育研究経費比率については低下傾向（2007年度）を示しているが、金額ベースではむしろ増加している。基本組み入れに関しては、2004年度からゼロとなっているが、これは固定資産の取得など組み入れ対象となる支払いがあったものの、先般の学校会計基準改正に伴い基本組み入れ要件の見直しを行ったため、このような結果となっている。</p> <p>教育研究の更なる充実に向けて、活発な投資を行っている一方で、1998年度から借入金残高がないことは、キャッシュフロー、もしくは自己資金の範囲内で学園運営を行ってきた証左である。</p> <p>貸借対照表関係比率でみると、自己資金比率が全国平均対比7ポイントほど高く、同時に総負債比率は全国平均の半分以下の水準にとどまっており、安定した財政基盤となっている。一方、流動比率が低くなっているが、これは効率的な資金運用のため、期末に流動資産を固定資産に振り替えていることが主な理由である。</p> <p>2009年度以降は、入学者数を抑制しており、収入・支出のバランスの改善に取り組む必要が生じていた。</p>	
種別	内 容	根拠資料
評価後の状況	<p>大学においては、入学者数を抑制する計画に基づいた結果、学生数が2008年度1,959名から2011年度1,696名と13.4%の減少と改善された。収入面においては、大学において<u>2009年度および2010年度と2度にわたり学納金を改定し、4年間での支払い総額を2008年度比14.0%増の8,160千円とし、大学院においても同様に2008年度比28.4%増の3,990千円とした</u>。これにより<u>大学全体での学生生徒納付金収入は2008年度3,715,847千円から2011年度3,537,974千円となり、4.8%の減少に抑える結果となった</u>。2012年度においても、入学者数を抑制した結果、学生数が1,616名と、2008年度比17.5%の減少と改善された。<u>2012年度、大学全体での学生生徒納付金収入（予算）は3,421,330千円となり、2008年度比7.9%の減少に抑える結果となった</u>。</p> <p>また、<u>入学者数を抑制した結果、補助金を獲得することとなり、2009年度119,544千円、2010年度72,301千円、2011年度56,944千円の補助金を受けている</u>。</p> <p>支出面においては、2009年度より<u>調達交渉を主担当とする者を配置し、購入先・納入条件等の見直しを図った</u>。消防設備・器具点検保守、受水槽清掃・水質検査、清掃用品レンタル、電気工作物定期点検、ウォーターサーバーの価格の見直しにより、2009年度5,634千円削減した。コピー機・印刷機においては、契約見直しにより2009</p>	(1) (1) (2) (3) (4) (5)

【一層の改善が期待される事項 27】

<p>年度 7,422 千円、2010 年度 4,576 千円、事務用品においては、購入先を集約、交渉することにより 2009 年度 5,089 千円、2010 年度 3,495 千円削減した。</p> <p>また、<u>外部のコンサルティング会社にシステム関連の保守費削減を委託し 2010 年度 1,499 千円の削減となり</u>、学園全体では、2009 年度 18,371 千円、2010 年度 11,315 千円の削減を図った。</p> <p>2011 年度については、省エネルギー、特に電気使用量の節約に努めた。<u>電気使用量は、大学短大で前年比 26% の節電がなされ、電気料金で前年度比 5,849 千円の削減となり</u>、学園全体でも 7,141 千円の削減を行った。</p> <p>現在の財務運営手法は、収入の維持及び支出の削減が実施されており、借入金もなく、教育研究と財務運営についてバランスをとりながら適切に運営している。さらに、2012 年度定員増による入学者数の増加に伴い、学生生徒納付金収入の増加を見込んでいる。</p>	(6)
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>27-(1) 学納金推移</p> <p>27-(2) 財務の見通しについて</p> <p>27-(3) 経費削減実績</p> <p>27-(4) 消防用設備の点検に関する業務委託契約書</p> <p>27-(5) コニカミノルタ複写機レンタル契約書</p> <p>27-(6) 包括業務委託契約書</p> <p>27-(7) 電気使用量・料金削減実績</p>	(7)

<大学基準協会使用欄>

検討所見					
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5				

